

コメント募集

公表：2012年7月12日

コメント期限：2012年11月16日

開示フレームワーク

Financial Accounting Standards Board

of the Financial Accounting Foundation

401 MERRITT 7, PO BOX 5116, NORWALK, CONNECTICUT 06856-5116

コメント募集

開示フレームワーク

2012年7月12日

目次

ページ

コメント募集

回答者のための質問

第1章——範囲及びイントロダクション

第2章——当審議会の意思決定プロセス

第3章——開示要求を柔軟にする

第4章——開示の目的適合性に関する報告企業の意思決定

第5章——様式及び構成

第6章——期中財務報告に係る開示

第7章——議論のためのその他の事項

付録 A——プロジェクトの背景及び開示の有効性の改善に向けての過去の試み

付録 B——期中財務諸表に対する現在の要求事項の要約

コメント募集

当プロジェクトの目的と主要な焦点は、財務諸表注記における開示の有効性を、各企業の財務諸表の利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することにより、改善することである。財務諸表注記の量の削減は主要な焦点ではないが、当審議会は、重要な情報に焦点を絞れば、ほとんどの場合には分量の削減になると期待している。

有効性の改善という目的を達成するには、当審議会の開示要求に関する首尾一貫した決定と報告企業による適切な裁量の行使とを促進するフレームワークの開発が必要となる。当審議会は、財務諸表注記の構成、様式及び体裁を改善するためのガイダンスを提供すべきかどうか、また、その場合の提供の方法も検討している。

このコメント募集には、FASB の予備的見解や提案は含まれていない。以下は、本コメント募集を公表した理由である。

1. 財務諸表注記をどのように改善する必要があるのかを記述する。
2. それぞれのニーズに対処するための少なくとも 1 つの考え得る方法を記述する。
3. 改善を要する他の領域及び改善を達成するための他の考え得る方法に関する情報を募集する。

一部の論点については、ただ 1 つの解決方法だけが議論されている。その 1 つの方法は、提案又は予備的見解と解釈すべきものではないが、当審議会及びスタッフが他の合理的な可能性をまだ識別していないことを示している。予備的見解の形成又は提案の開発の前に、当審議会は、回答者が識別し記述する追加的な論点及び問題解決の代替的方法を検討する。

回答者のための具体的な質問を、本コメント募集の各セクションで示している。回答者の便宜のため、全体のリストを以下に示す。

回答者のための質問

当審議会は、本コメント募集におけるすべての事項（特に下記の論点及び質問）についてコメントを募集しているが、回答者はすべての論点にコメントする必要はない。コメントは、示した考え方に賛成の人々からも反対の人々からも要請している。コメントは、関係する論点又は質問を識別して明確に説明していると非常に有用である。ここに示した考え方に反対の人々には、提案する代替案を具体的な論拠の裏付けをもって記述するようお願いする。

第 1 章——範囲及びイントロダクション

質問 1: 本コメント募集の詳細は、非営利組織への寄贈者の情報ニーズには焦点を当てていない。寄贈者のニーズを考慮するために、当審議会の意思決定プロセス（第 2 章参照）をどのように補足すべきか。非営利の報告企業は、どの開示を財務諸表注記に含めるべきかを検討する際に、寄贈者のニーズのために意思決定プロセス（第 4 章参照）にどのような修正をすべきか。

第 2 章——当審議会の意思決定プロセス

質問 2: 本章における意思決定用の質問及び関連する示唆された開示は、企業の将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために必要な財務諸表注記に適切な情報のすべてを含んでいるか。

質問 3: 意思決定用の質問又は関連する示唆された開示のいずれかが、財務諸表注記には適切でないか又は企業の将来キャッシュ・フローの見通しの評価に必要なでない情報を識別しているか。

質問 4: これらの意思決定用の質問は、当審議会ではなく報告企業が適用する方が適切か。言い換えると、当審議会は各プロジェクトにおいて詳細な要求事項を設ける実務を変更して、その代わりに、本章における質問と同様の単一の全体的な要求を設けるべきか。

質問 5: この意思決定プロセスは、当審議会がより効果的な開示要求を設定するのにうまく役立つと考えるか。そう考えない場合、どのようなアプローチがより適切か。

当審議会は、回答者が自らの選択でこの意思決定プロセスを FASB 会計基準コード化体系に適用し、それにより生じそうな現行の開示要求の変更を特定することを歓迎する。

第 3 章——開示要求を柔軟にする

質問 6: 本章における可能性のうちのいずれか（3.8 項及び 3.11 項参照）は、柔軟性のある開示要求を確立するための実行的で有効的な方法となるか。

質問 7: 複数のアプローチが実行可能かつ有効な場合、どれが最もよく機能するか。

質問 8: 本章で議論しているものよりもよく機能する他の可能性があるか。

第 4 章——開示の目的適合性に関する報告企業の意思決定

質問 9: 本章では、判断に対する目的を明確化することにより、開示の目的適合性に関する判断に対するベンチマークの提供を試みている。このアプローチの記述は、理解可能となるのに十分なほど明確か。そうでない場合、どのような点が明確でないのか。

質問 10： このアプローチ（又は、判断に対する目的の記述を含む何らかのアプローチ）は、目的適合性のある開示を識別するのに役立ち得るか。役立つとした場合、それを改善するためにどのようなことを行うことが可能か。役立たないとした場合、より適切な代替案はあるか。記述されたアプローチにはどのような障害がある（もしあれば）と考えるか。

質問 11： 報告企業は、どの開示を提供するのかに関する自らの判断の理由を文書化することが必要となるであろう。報告企業はどのように自らの開示の決定の理由を文書化することになるか。また、監査人は当該決定をどのように監査することになるか。

当審議会は、回答者が過去の期間の財務諸表注記の一部又は全部にこれを適用することにより、この章での考え得るガイダンスの実用性、及び開示の効率性向上の可能性についての評価を支援するようお願いする。できるだけ具体的に、テストの結果に関する情報を提供していただきたい。

第 5 章——様式及び構成

質問 12： 様式に対する提案のいずれかが、注記での開示の有効性を改善することになるか。改善するとすれば、どの提案か。改善しないとすれば、なぜ改善にならないのか。

質問 13： 何か他の可能性を検討すべきか。

質問 14： 財務諸表注記の構成について提案されている方法のいずれかが、開示の有効性を改善するか。

質問 15： 情報を財務諸表注記で構成する別の方法があるか。

第 6 章——期中財務報告に係る開示

質問 16： この章における可能性のいずれかが、期中財務諸表に係る開示の有効性を改善すると考えるか。

質問 17： 期中財務諸表に係る開示要求に関して決定を行う際に**当審議会**が使用するフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、**当審議会**が期中財務諸表に係る開示要求を設定する際にはどのような要因を検討すべきか。

質問 18： 期中財務諸表に係る開示を決定する際に**報告企業**が使用するためのフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、**報告企業**が期中財務諸表に係る開示要求を提供する際にどのような要因を検討すべきか。

質問 19： 期中財務諸表に係る開示を扱う**当審議会**、**報告企業**、又は両方についての開示の開発に関して、どのような障害があると思うか。

第 7 章——議論のためのその他の事項

質問 20: 会計方針の要約の開示について 7.8 項で記述している要求事項への変更は、開示の有効性を改善することになるか。

質問 21: 会計方針の要約に、業種固有の会計方針に関する情報を含めるべきか。

質問 22: 財務諸表注記の分量の大幅な削減となるような短期的に修正又は除去できる他の要求されている開示があるか。

第1章——範囲及びイントロダクション

範囲

1.1 このコメント募集での議論は、財務諸表への注記にのみ適用される。経営者の検討及び分析（MD&A）のような、財務報告書の財務諸表以外の部分は扱っていない。

1.2 このコメント募集は、公開企業及び未公開企業の財務諸表にも適用される。未公開会社の財務報告の問題を評価するためのフレームワークを開発する別個の進行中の取組みがあり、このコメント募集で議論している問題にいくらか影響を与える可能性がある。当該フレームワークは現時点では利用可能でないため、この文書ではそれ以上の議論はしていない。

1.3 非営利企業は、このコメント募集で議論している問題のうちいくつかと類似した問題に直面している。当審議会の決定及び開示の目的適合性の議論は、投資者、融資者及び他の債権者のニーズに焦点を当てているが、非営利企業に資源を提供する寄贈者等のニーズは必ずしも扱っていない。このコメント募集へのコメントで寄贈者のニーズに焦点を当てたものは、非営利企業に固有な開示フレームワークの補足部分の開発に役立つであろう。

1.4 当審議会は、財務諸表注記で提供される情報を拡充するために本プロジェクトに着手した¹。開示の有効性の改善には、注記の情報内容並びに当該情報の理解可能性及びアクセスの容易さ（構成及び様式）の検討が必要となる。両方とも重要である。目的適合性のある情報の提供は必要な出発点であるが、当該情報は、潜在的な利用者が理解できなかつたり発見できなかつたりする場合には、有用とならない。

1.5 したがって、分量の制限又は削減は、財務諸表注記を改善する取組みの主目的ではないものの、利用者が目的適合性のある情報を発見し理解する能力を向上させる限りにおいては、非常に望ましい結果である。

1.6 当審議会は、開示の有効性及び分量に関する懸念は財務諸表注記の範囲を超えるものであることを承知している（特に、SEC の要求事項の対象となる報告企業について）。例えば、一部の人々は、財務諸表注記を MD&A と統合することを提案した。そうすれば、ある項目に関する情報が当該項目に関する経営者のコメントとより密接に関連付けられることになる。このコメント募集はそうした問題を扱っていないが、当審議会は、有効性を高め、重複を削減し、報告パッケージ全体を合理化するために、すべての関係者と協力することに取り組んでいる。

¹ 付録 A では、当審議会が本プロジェクトに着手した理由を記述するとともに、開示の有効性の改善を目指した過去の試みについて論じている。

1.7 FASB のスタッフは、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)²、英国の財務報告審議会 (FRC)、フランス国家会計基準庁 (ANC) のスタッフと、このコメント募集及び EFRAG、FRC 及び ANC が共同で公表する予定の開示フレームワークに関する類似のディスカッション・ペーパーを作成する際に協力した。この 2 つの文書の目的は同じである。すなわち、両者とも開示の有効性の改善を目指している。いずれの文書も開示の分量の削減を明確に目的とはしていないが、両者とも、不要な開示の削除が開示の有効性を高めることを認めている。両方のペーパーの範囲は財務諸表注記に限定されている。

1.8 それぞれのペーパーが開示の有効性を扱う方法は多少異なっている。両方の文書とも、基準設定主体の意思決定プロセス、報告企業による開示の選択、これらの開示の構成及び様式を扱っている。しかし、これら 3 つのセクションで示すアプローチは異なっている。

このコメント募集における議論の基礎となる基本原則

1.9 財務諸表注記の適切な内容の検討は、意図した目的（財務報告一般の目的から導き出される）の検討から始まる。財務報告の目的は、投資及び与信の意思決定に有用な財務情報を提供することである³。

1.10 投資及び与信の意思決定は、当該投資、融資、又は他の形態の与信の保有者へのキャッシュ・フローの見通し（確率、時期及び金額）の黙示的又は明示的な評価を基礎とする。異なる投資者、融資者及び他の債権者には、そうした評価を行うさまざまな方法がある。一部の人々は、事業の直接的な評価、財務比率及び業績又は財政状態の他の測定基準の分析、さまざまな他の技術的方法をこれに含めている。

1.11 資本性金融商品又は負債性金融商品の価値は、他の市場参加者への売却又は発行企業から直接に現金又は他の価値ある項目を受け取るにより実現することができる。当該金融商品が売却される場合であっても、投資者又は債権者が実現する金額は発行企業からのキャッシュ・フローに左右される。価格を設定する際に、他の市場参加者は発行企業からのキャッシュ・フローの見通しを考慮するからである。

² EFRAG は 2001 年に、国際会計基準審議会 (IASB) が公表した国際財務報告基準 (IFRS) のエンドースメントにおいて、IFRS の技術的品質に関する助言の提供により欧州委員会を支援するために設置された。EFRAG は、欧州の資本市場で著名な欧州の各組織（総称してメンバー組織と呼ばれる）が設置した民間の団体である。

³ 以下は、財務報告の目的の全部の記述であり、FASB 概念書第 8 号「財務報告に関する概念フレームワーク」の第 1 章「一般目的財務報告の目的」の OB2 項及び第 3 章「有用な財務情報の質的特性」からのものである。

（前略）現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、資本性金融商品及び負債性金融商品の売買又は保有、並びに貸付金及び他の形態の信用の供与又は決済を伴う。

1.12 究極的には、企業からのキャッシュ・フローの見通しの評価、及び関連する投資及び与信の意思決定は、2つの要因に直接又は間接に依存する。第一は、企業への正味キャッシュ・インフローの見通しの評価である。第二は、具体的な投資又は与信金融商品の内容（企業が保有者に移転するキャッシュ・フローに対する権利及び当該権利の企業に対する他の請求権との関係）である。これには、劣後又は優先のレベル、担保（もしあれば）、金利、及び企業からの分配に対する権利の他の関連性のある条件が含まれる。いくつかの基本的で重要な情報は財務諸表本体で提供されるが、その形で提供できる情報は本来的に限定されている。したがって、財務諸表注記は、財務諸表本体で提供できないか又は提供されていない追加的な目的適合性のある情報を提供しなければならない。

1.13 もちろん、一組の一般目的財務諸表で提供でき、かつ提供すべき情報には限度がある。資産、負債及び資本の定義及び認識の要求事項は、財務諸表本体で提供すべき情報をめぐる境界線を設定している。これと同等の境界線は、財務諸表注記における情報については存在しない。米国の会計基準及び実務は、事実上の境界線を設定してきたが、その境界線はさほど明確ではなく、時とともに拡大してきた。

1.14 このコメント募集は、財務諸表注記の境界線を一文で定義しようとするものではない。しかし、第2章（及びSECの要求事項）で論じた意思決定用の質問は、財務諸表注記に要求される情報を限定するものとなる。それらの質問をこのコメント募集に含めることの一つの重要な目的は、回答者がその限度の適切性についてコメントできるようにすることである。言い換えると、すべての質問が必要なのか及び必要な質問が抜けているかである。

1.15 このコメント募集で記述した開示フレームワークが基礎としている考えは、過剰な開示は報告企業にとって負担となり、利用者を困惑させるか又は利用者が重要な情報を見落とす結果に導く可能性があるというものである。これを念頭に、第2章における意思決定用の質問は、注記開示を以下の性格を有する情報に限定することを意図している。

- a. 企業又は業界に特有のものである。
- b. 財務諸表からすでに明白なものではなく、利用者がアクセスを有すると期待できる公開の情報源から容易に入手可能でもない。
- c. 将来のキャッシュ・フローの見通しの評価に重要な相違を生じる可能性がある。

1.16 この制限の一般的な含意には、次のことが含まれる。

- a. 利用者は、一般的な事業リスク、一般的な経済情勢（どの産業が成長しどの産業が低落しているのか、金利カーブ、インフレ率など）及び類似の項目に関する情報を有していると期待される。

- b. 利用者は、米国会計基準（US GAAP）、一般的に使用されている価格算定モデル、SEC の報告要求などの事項を知っていると期待される。会計処理方法は、選択肢が認められているか、開示しないと方法が明確でないか、又は方法を変更した状況でのみ開示される。広く使用されている価格算定モデルの仕組みは説明を要しないが、企業固有のインプット及び仮定は説明を要する場合がある。

このコメント募集で議論している事項の要約

1.17 このコメント募集は、いくつかの考え方を説明している。うまく開発され導入されれば、開示要求が設定される方法及び報告企業が財務諸表注記の内容・様式・構成を決定する方法を大幅に変える可能性があるものである。主要な事項として次のものがある。

- a. 目的適合性のある財務情報を整合的に扱い目的適合性のない情報を避ける開示要求を設定する方法
- b. 開示を個々の報告企業の状況に合わせる方法
- c. 考えられる開示のそれぞれが自らの状況において目的適合性があるかどうかを報告企業がどのように決定するか
- d. 注記の構成及び様式をどのように改善し得るか
- e. 期中期間に係る財務諸表における開示は年次財務諸表における開示とどのように異なるものとするべきか
- f. 開示要求のコスト及び帰結などの他の事項

1.18 このコメント募集は、当審議会がこの取組みに着手する原因となった具体的な批判や懸念について非常に限定的な議論しか記載していない。1.38 項ではこの主題について他の者が作成した多くのペーパーの一部のリストを示している。

目的適合性のある情報を扱い、目的適合性のない情報を避ける

1.19 第2章では、当審議会が考慮すべき yes/no の質問のセットを記載している。それらの質問に yes と回答する場合には、当審議会は、目的適合性のある具体的な開示の種類を示すことが必要となる。

1.20 質問のリストは当審議会の提案を示すものではないが、提案を開発する際の最初のステップとなる。このリストは、当審議会及びこのコメント募集の読者が、現行の開示要求の全範囲を体系的な要約された方法で検討することを容易にするよう意図したものである。このリストは、現行の開示要求の分析と開示に関する学術研究の検討により作成された。スタッフは、選抜した FASB 会計基準コード化体系のトピックを第2章の意思決定

用の質問を用いて分析し、一般的に、示唆される開示は現行の要求事項と整合的であることを発見した。

1.21 当審議会は、意思決定用の質問（又は同じ目的を達成する代替的な方法）の開発は、FASB 概念書第 8 号「財務報告に関する概念フレームワーク」の第 1 章「一般目的財務報告の目的」及び第 3 章「有用な財務情報の質的特性」における追加の章につながると予想している。目的適合性のある情報を扱い、目的適合性のない情報を避ける方法を説明するための章である。その章には、意思決定用の質問又は原則のセットとして表現された同じ考え方が含まれるかもしれない。当審議会は、将来の開示基準を設定する際に、それらの質問又は原則を考慮する。意思決定用の質問及びこのコメント募集におけるフレームワークの残りがもっと十分に開発された時には、当審議会は、現行の開示要求を当該フレームワークに照らして再検討する予定である。

1.22 概念書第 8 号の追加の章に対する代替案の一つは、意思決定用の質問又は原則の同様のセットをコード化体系において提供し、現行の具体的な開示要求を削除することであろう。これは、報告企業が開示に関する自身の決定をずっと詳細でないガイダンスにより行うことを求めることになる。しかしこれは、各報告企業の判断に応じて、現行の開示の大幅な増加又は減少を生じる可能性があり、企業ごと又は期間ごとの比較可能性が低い開示となることがほぼ確実である。

1.23 意思決定用の質問が関連する情報の 3 つの区分には、次のものが含まれる。

- a. 報告企業に関する一般的な情報（例えば、報告企業が何を行っているのか、どのような子会社及び変動持分事業体が連結財務諸表に含まれているのか）
- b. 財務諸表の表示科目に関する情報（例えば、記述及び説明、分解、測定方法、測定の不確実性）
- c. 財務諸表にまだ表現されていないが、企業から資源提供者への将来のキャッシュ・フローの見通しの評価に影響を与える可能性が高い事象及び状況に関する情報（例えば、さまざまな発生源からの偶発利得及び偶発損失）

開示を個々の報告企業の状況に適合するように合わせる方法

1.24 第 3 章では、開示要求を設定する方法の変更を論じる。現在、開示要求は可変的又は柔軟なものとして記述されておらず、通常は選択的な適用はされない。多くの企業は、財務諸表が特定のコード化体系トピックに関連する取引又は科目を含んでいる場合には、当該取引又は科目に明らかに重要性がない場合を除き、開示要求にリストされた情報のすべてを提供している。例えば、確定給付年金制度のある企業は、関連するトピックで要求している情報のすべての項目を、たとえ当該項目の一部は将来のキャッシュ・フローの見

通しに影響を与える可能性がほとんどない場合でも、開示する可能性が高い。

1.25 どの開示が特定の企業の状況において目的適合性があるのかに関して若干の判断を認めることは、有効性を低下させずに開示の分量を削減する有効な方法となり得る。現在、開示要求には多少の可変性がある。特定の事業における報告企業や開発段階の企業にしか適用されない開示もあれば、所定の規模以上の報告企業にしか適用されない開示もある。しかし、その可変性はルールではなく例外である。

1.26 開示の選択性を改善するためのいくつかの可能性がある。当審議会は、報告企業が自らの判断を行うことを要求せずに、異なる企業に異なる要求事項を設定することが考えられる。例えば、報告企業の規模や企業が行っている事業に基づく相違とすることが考えられる。当審議会は、特定のタイプの資産構成、レバレッジ比率、又は他の特性を有する企業について異なる要求事項を設定することも考えられる。これに代えて、当審議会は、具体的な開示要求を設定しないが、その代わりに、報告企業が第 2 章の意思決定用の質問を適用することを求める（当審議会がそれらを適用して開示要求を設定する代わりに）ことも考えられる。これは、相違に関する判断を行う責任のすべてを実質的に報告企業に負わせることになる。こうした両極端の中間の可能性の一つは、当審議会が各トピックについて可能性のある開示のリストを明示して、各報告企業が自身の特定の状況においてそれぞれの開示の目的適合性をどのように評価すべきかに関して、原則を設けるか又は他のガイダンスを示すことであろう。

開示に目的適合性があるかどうかの判断

1.27 第 4 章では、報告企業が、開示の完全なリスト（前項で議論した）のうちどれを財務諸表に含めるべきかを、どのように特定できるのかを論じる。ここで示した方法によれば、報告企業と監査人が、財務諸表本体上の項目に重要性を適用する方法と同様の方法で開示の目的適合性を検討することができる。

1.28 一般に、この考え方は、利用者が将来のキャッシュ・フローについての企業の見通しの基準となる評価を作成するために財務諸表本体での情報をどのように使用する可能性があるのかを考慮し、それから注記で開示される可能性のある情報（定量的又は定性的のいずれか）がその評価にどのように影響を与えるのかを検討するというものである。特定の開示が利用者の評価を変化させ、その金額に重要性があると予想される場合には、その開示は当該企業にとって目的適合性があると考えられる。

1.29 全体的なフレームワークの中の当該部分は、会計基準更新書において公表される新たなガイダンスとなるかもしれない。その場合、FASB 基準書第 157 号「公正価値測定」として当初公表された公正価値の算定方法に関するガイダンスと類似した適用ガイダンスとなるであろう。これは追加的な開示を要求しない。

構成及び様式の改善

1.30 第 5 章では、財務諸表注記の順序及び様式のさまざまな方法を論じる。順序の可能性の中には、柔軟性があり、特定の重要な開示どうしの関係を基礎とするものがある。他方、もっと固定的で画一的な財務諸表注記の構成の可能性もある。様式の論点としては、読者が注記の中に含まれている情報を検索し理解するのを支援する最善の実務などがある。

1.31 当審議会が注記の順序又は様式についての要求事項を設けるとした場合、第 5 章での議論は、会計基準更新書において公表される新たなガイダンスにつながるものとなる。そうでない場合には、順序と様式のガイダンスは、他の何らかの（場合によっては権威のない）形式で公表される可能性がある。

期中財務報告書における開示

1.32 当審議会は、期中期間に係る財務諸表についての開示要求を設ける際に使用するいくつかの原則を確立したいと考えている。それぞれのプロジェクトで場当たりの決定をすることを避けるためである。第 6 章では、以下のための意思決定プロセスを提供する方法を論じている。(a) 当審議会が開示要求を設ける際に使用、(b) 報告企業が開示要求を適用する際に使用、(c) その両方。当該プロセスは、年次財務諸表についてのプロセスの修正となるかもしれないし、別個の異なるプロセスとなるかもしれない。

1.33 当審議会は、本プロジェクトの一部として、要約財務諸表の使用や、期中期間が年度の不可分の一部であるという基本的前提について再検討する計画はない。期中期間についての開示の議論についての背景は、現行の要求事項である。

その他の事項

1.34 第 7 章では、会計方針の要約に関する現行基準に対する、財務報告を比較的容易に低コストで改善する可能性のある具体的な変更に関するコメント及び提案を求めている。

1.35 第 7 章では、開示要求のコスト及び他の影響を考慮するための当審議会の現行の方針及び実務についても論じている。この議論は情報のためだけのもので、そうした現行の方針及び実務の変更を特定したり提案したりするものではない。しかし、当審議会などが作業中の他の取組みもあり、それは最終的に変更を生じる可能性がある。

EFRAG、FRC、ANC との協力及び彼らのディスカッション・ペーパーとの類似性

1.36 FASB のスタッフと、EFRAG、FRC 及び ANC のスタッフは、このコメント募集及び EFRAG、FRC 及び ANC が共同で公表する予定の類似のディスカッション・ペーパーの作成において協力してきた。当審議会と EFRAG の技術的専門家グループ (TEG) は、

FRC 及び ANC とともに、望ましい結果についての客観的で類似した（同一ではないにしても）見通しを有している。

- 1.37 以下は、開示フレームワークに関する 2 つのプロジェクトの主な類似点である。
- a. 両者とも、不要な開示の廃止により有効性が高まると認識している。
 - b. 両者とも議論の範囲を財務諸表注記に限定している。
 - c. 両者とも 3 つの領域における改善の可能性を論じている。開示要求の設定に関する基準設定主体の意思決定、報告企業による自らの状況において適切な開示の選択、コミュニケーションの改善（構成及び様式）である。
 - d. 2 つのペーパーは、それら 3 つの領域での改善についての異なるアプローチを論じているが、互いに矛盾するものではない。

他のグループによる報告書及びコメント

1.38 このコメント募集には、当審議会が開示を改善するプロジェクトに取り組む理由となった財務諸表の開示への批判について、限定的な背景情報しか記載していない。以下を含むいくつかのグループが懸念事項を公表している（時系列順でウェブ掲載への参照付きで記載）。

- a. Steering Committee Report Series, Business Reporting Research Project, *GAAP-SEC Disclosure Requirements* (2001):
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1175801856648
- b. Investors Technical Advisory Committee (ITAC) Agenda Request (2007):
http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1175801635556
- c. *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission* (2008): <http://www.sec.gov/about/offices/oca/acifr/acifr-finalreport.pdf>
- d. United Kingdom Financial Reporting Council, *Combating Clutter* (2011):
<http://www.frc.org.uk/getattachment/8eabd1e6-d892-4be5-b261-b30cece894cc/Cutting-Clutter-Combating-clutter-in-annual-reports.aspx>
- e. The Institute of Chartered Accountants of Scotland/New Zealand Institute of Chartered Accountants Joint Working Group, *Losing the Excess Baggage*

–*Reducing Disclosures in Financial Statements to What’s Important*

(2011):

http://nzica.com/sitecore/shell/Controls/Rich%20Text%20Editor/~/_media/NZICA/Docs/Tech%20and%20Bus/Financial%20reporting/Losing%20the%20excess%20baggage%20-%20reducing%20disclosures%20in%20financial%20statements%20to%20whats%20important%20-%202011.ashx

- f. Financial Executive Research Foundation/KPMG. *Disclosure Overload and Complexity: Hidden in Plain Sight* (2011):

<http://kpmginstitutes.com/financial-reporting-network/insights/2011/pdf/kpmg-fei-dis-rep-disclose-overload-complexity.pdf>

- g. Autorite Des Normes Comptables Proposal, *Simplify Accounting Obligations for Small Listed Companies’ in Europe* (2011):

http://www.anc.gouv.fr/sections/nos_publications_fic/small_listed_compani/view

回答者のための質問

質問 1 : 本コメント募集の詳細は、非営利組織への寄贈者の情報ニーズには焦点を当てていない。寄贈者のニーズを考慮するために、当審議会の意思決定プロセス（第 2 章参照）をどのように補足すべきか。非営利の報告企業は、どの開示を財務諸表注記に含めるべきかを検討する際に、寄贈者のニーズのために意思決定プロセス（第 4 章参照）にどのような修正をすべきか。

第2章——当審議会の意思決定プロセス

本章の目的

2.1 本章では、財務諸表注記において開示すべき情報を識別する方法を論じる。この議論は、当審議会が概念フレームワークに最終的に加えて将来の各基準設定プロジェクトで使用する可能性のあるものと同様の意思決定プロセスを中心にして構成されている。

2.2 本章における意思決定プロセスは最終生産物ではない。現時点では、提案ですらない。このプロセスを記載したのは、関心のある関係者が開示要求を広範に検討することを容易にし、それぞれが達成するよう意図されている目的を理解するためである。

2.3 コード化体系には、プロジェクトごとに設けられた多くの個別の開示要求が含まれている。同様の目的を有する要求事項が、異なるトピックにおいて異なる文言となっている。さらに、当初の基準書等における結論の根拠は、当審議会が特定の開示を要求することを決定した理由を必ずしも説明していない。コード化体系における開示要求のそれぞれを個々に検討し、それぞれの目的適合性を整合的に評価することは、大変な作業となる。

2.4 そのため、当審議会は、現行の開示を論理的な方法で分類して、個別にではなくグループで検討できるようにすることが必要と考えた。意思決定用の質問は、スタッフが現行の開示を研究しそれらを分類するさまざまな方法を検討した後に作成した。財務諸表注記での開示に関する公表された学術研究には、分類が含まれており、これもこの取組みに役立った。関係者から繰り返し提起された継続的な懸念に対処するために、いくつかの質問を追加した。例えば、質問 L11 である。

2.5 本章で記述している分類は、開示を体系化する唯一の方法ではない。EFRAG、FRC 及び ANC が共同で公表する予定の開示フレームワークに関する別個のディスカッション・ペーパーでは、異なる体系化の方法（指標に基づく）を記載しており、その目的は当審議会の目的と整合的である。

2.6 本章における質問と同様の十分に開発された意思決定用の質問のセットは、概念フレームワークへの有用な追加となり得る。もう一つの可能性は、現行の詳細な開示要求を、意思決定用の質問に基づく全体的な開示要求の単一のセットに置き換えることであろう。この要求事項の単一のセットは、すべてのトピック（及びトピックで扱われていないもの）に適用されることとなる。

2.7 意思決定用の質問は、多くの場合、個別の資産、負債、事象、状況又は取引の文脈で書かれているが、各質問で言及しているキャッシュ・フローの見通しの評価は、常に、開示が企業のキャッシュ・フロー見通しに与え得る影響の評価により行われる。

意思決定プロセスの構造

2.8 このコメント募集の 1.9 項から 1.12 項で論じたとおり、投資及び与信の意思決定は、その資本性金融商品又は負債性金融商品からのキャッシュ・フローの見通しに直接又は間接に左右される。したがって、どの情報を注記に開示すべきかに関する当審議会の意思決定は、その情報がそれらの見通しの評価に役立つかどうかに基づく。本章における意思決定用の質問は、その種の情報を識別するように設計されている。

2.9 1.9 項から 1.12 項における議論の頻繁な繰返しを避けるため、「キャッシュ・フローの見通し」という文言を本章全体を通じて使用している。「キャッシュ・フロー」という用語は、現金以外の経済的価値のフローを含めることを意図しており、文脈において具体的に別途の記述をしている場合を除き、「正味」のインフロー又はアウトフローを指す。さらに、現在の及び潜在的な投資者及び債権者にとって重要なインフローは、自身へのインフロー（企業から直接又は投資若しくは与信金融商品の売却による）である。しかし、「キャッシュ・フローの見通し」という文言は、一般的に報告企業への正味インフローを指している。それが投資者及び債権者へのアウトフロー又は投資及び与信金融商品の市場価格の変動の源泉となるからである。差異を予想する理由がある場合には、当審議会は両方を考慮しなければならない。例えば、担保の要求又は参加権により、一部の投資者及び債権者が企業のインフローの一部からの便益を受けられない場合があり、企業がその情報を開示することが重要となる。

2.10 意思決定用の質問は 3 つの区分に体系化される。報告企業全般に関する情報（質問 G1 から G4）、財務諸表上の表示科目に関する追加の情報（質問 L1 から L16）、及びまだ財務諸表に認識されていないが企業の潜在的なキャッシュ・インフロー及びアウトフローに影響を与える事象及び状況に関する情報（質問 O1 から O7）である。質問のそれぞれの区分で扱われる事項は次のとおりである。

a. 報告企業全般に関する情報

- (1) 事業、制約及び他の類似した事項
- (2) セグメント
- (3) 連結した子会社及び変動持分事業体
- (4) 関連当事者取引
- (5) 会計基準で扱われていない事項の会計処理

b. 財務諸表上の表示科目に関する情報

- (1) 表示科目の説明、その内容、契約条件（もしあれば）、変化への感応度

- (2) その表示科目が将来キャッシュ・フローの見通しにどのように影響を与えるのか（売却、賃貸、回収、販売する商品の製造への使用が行われるのかどうか）、及び財務諸表上の他の項目とどのように関連するのか（ヘッジ関係、担保権、使用・販売・決済への契約上の制約）
 - (3) 当該項目がどのように会計処理されているのか（例えば、方針、測定方法、不確実性、及び償却）
 - (4) 異なる記述を有する項目を合算した表示科目の内訳、キャッシュ・フローの見通し、又は会計処理方法への影響
 - (5) 表示科目の期間ごとの変動の説明（それがないと理由が明白でない場合）
- c. 将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性がある他の事象及び状況（それらの影響が財務諸表に反映されていない）に関する情報
- (1) 他の事象又は状況の説明、その内容、キャッシュ・フローへの影響、発生確率、状況の変化への感応度
 - (2) 測定方法及び測定の不確実性（該当がある場合）

2.11 意思決定用の質問の多くは、広い適用可能性を有している。すなわち、当審議会がそれらを開示要求の設定に使用するとした場合には、異なるトピックに異なる方法で適用することとなる。しかし、質問の一部は、個々の基準における一連の詳細な要求事項ではなく単一の大きな基準を設定するために使用することもできる。特に、他の事象及び状況に関する質問は、概念というよりも基準のような文言になっており、当審議会ではなく報告企業がより容易に適用することができる。

意思決定プロセスに関する一般的な情報

2.12 この意思決定プロセスの基礎となる非常に重要な仮定は、会計基準更新書の中で公表される新たなガイダンスとなる将来の各プロジェクトにおいて、当審議会が柔軟性のある開示要求を設定するということである。第3章では、当審議会がどのようにそれを行い得るかを説明している。単一のどの状況にも合う情報のパッケージを設定するという実務は、たとえその一部が不要な場合でもパッケージ全体を提供するという標準的な決定につながることが多い。目的は、報告企業がそれぞれの開示について明示的な意思決定を行うことを認めるか又は要求することである。第4章では、報告企業の意思決定の根拠を記述しており、これは多くの場合、単純に関連する表示科目の重要性ではない。

2.13 本章における意思決定用の質問は、当審議会が概括的な表現で又は原則として要求することを検討するであろう情報を記述している。これ以上の特殊性は、このレベルで

は可能でなく望ましくもない。例えば、複雑で多様なデリバティブ金融商品のポートフォリオがキャッシュ・フローの見通しに与える影響を利用者が理解するために必要となる可能性のある詳細情報は、売掛金について必要となる詳細情報とは非常に異なるものかもしれない。

2.14 当審議会は、財務諸表注記の境界線を明示的に定義しようとはしなかったが、意思決定用の質問は、注記開示を次の特徴のいずれかを有する情報に限定することを意図している。

- a. 企業又は業種に特有である。
- b. 財務諸表からすでに明らかなものではなく、利用者がアクセスを有すると期待できる公開の情報源から容易に入手可能でもない。
- c. 将来キャッシュ・フローの見通しに重要な相違を生じる可能性がある。

2.15 この限定の一般的な含意には、次のことが含まれる。

- a. 利用者は、一般的な事業リスク、一般的な経済情勢（どの産業が成長しどの産業が低落しているのか、金利カーブ、インフレ率など）及び類似の項目に関する情報を有していると期待される。
- b. 利用者は、米国会計基準（US GAAP）、一般的に使用されている価格算定モデル、SEC の報告要求などの事項を知っていると期待される。会計処理方法は、選択肢が認められているか、開示しないと方法が明確でないか、又は方法を変更した状況でのみ開示される。広く使用されている価格算定モデルの仕組みは説明を要しないが、企業固有のインプット及び仮定は説明を要する場合がある。

報告企業全体に関する一般的な情報

2.16 以下の質問グループは、将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性のある報告企業全般に関する情報に関するものである。

質問 G1. 財務諸表は、独立第三者間取引及び第三者との契約とは異なる可能性のある条件での関連当事者との取引、残高、又は他の契約関係を反映しているか。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき情報には次のものが含まれる。

- a. 取引、残高又は契約の内容

- b. 可能であれば、実際の取引、残高及び契約と、独立第三者間の取引、残高及び契約について報告されたであろう金額の総額との差異が、財務諸表に与える影響の大きさの一般的指標
- c. 取引、残高、又は契約の独特な又は非常に異例な側面であって、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しの評価に影響を与えることとなるもの

この情報が重要となり得る理由

関連当事者取引の開示がないと、合理的な利用者は、すべての取引は独立第三者間条件のものであると推定する権利があり、将来キャッシュ・フローの見通しをその前提で評価することとなる。関連当事者との取引は、独立第三者間条件のものではない可能性があり、仮にそうであったとしても、類似した将来の取引はそうでない可能性がある。価格が異なる場合や、支払の要求又は他の契約条件が異なる場合があり、関連当事者以外とは取引がまったく生じていなかった場合もあり得る。こうした情報はいずれも、将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価に影響を与える可能性がある。

質問 G2. 報告企業は連結財務諸表を発行しているか。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき情報には次のものが含まれる。

- a. 連結財務諸表に含まれている企業に関する一般的又は個別的な情報
- b. 過年度の連結財務諸表における企業グループとの比較（当報告期間に連結されるメンバーに何らかの変動があった場合）
- c. 連結の方針及び手続（企業を連結した理由や、連結会社間の取引及び残高の消去などを含む）

この情報が重要となり得る理由

報告企業の内容と構成は、キャッシュ・フローを生み出す能力及び資金を事業のある部分から他の部分に移動する能力に差異を生じる可能性があり、これはキャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性がある。しかし、さらに重要なのは、企業の構成の変化が年度間比較に著しく影響を与える可能性があるという事実である。

質問 G3. 企業による資産の利用に対する制約や、企業のキャッシュ・フローに関する潜在的な懸念で、開示しないと財務諸表から明らかではないものがあるか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 資産の利用に対する制約の記述
- b. 予期されている資金の必要を満たすために利用可能な現金及び他の流動性のある資産の金額
- c. 資金不足に関する懸念に対処するための計画又は戦略の記述
- d. 現金残高について行われたコミットメント又は計画されている使途の記述

この情報が重要となり得る理由

制約は、資産に対する収益を実現する能力、流動性の必要を満たす能力、及びとりわけ配当を支払う能力に影響を与える。それらのすべてが将来キャッシュ・フローの見通しの評価に影響を与える可能性がある。

質問 G4. 企業は、別々に管理されている異なる地域又は他のセグメントにおいて異なる種類の事業を行っているか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 企業のセグメントの記述
- b. 企業が事業を行っている市場又は地域

この情報が重要となり得る理由

事業の相違や地域の相違は、成長率や収益率の相違のほか、リスク及び不確実性のレベルの相違の原因となる。これらはいずれも将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価に著しく影響を与える可能性がある。

表示科目に関する情報

2.17 以下の質問グループは、将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性のある財務諸表上の表示科目に関する情報に関するものである。

質問 L1. 表示科目により表現されている現象の性質又は特質に関する情報（例えば、潜在的な権利、義務、または取引）のうち、将来キャッシュ・フローの見通し⁴に影響を与える可能性があり、表示科目の記述では適切に伝わらないものがあるか。

⁴ この用語に関する重要な情報について 2.8 項から 2.9 項参照。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 利用者が当該現象を理解するための参考資料又は他の情報源にアクセスできるような、当該現象に関する十分な情報（通常は定量的でなく定性的）
- b. 利用者が他の情報源から適切な情報を見つけることが合理的に期待できない場合には、当該項目が将来キャッシュ・フローの見通しにどのように影響するののかについての理解を与えるのに十分な詳細さでの、現象の内容の説明

この情報が重要となり得る理由

表示科目が何を表しているのか（内容及び特性）の理解がないと、利用者はそれが将来キャッシュ・フローの見通しに与える影響を理解することができない。

質問 L2. その表示科目は次のいずれかを表すものか。

- a. **金融商品**
- b. **その他の契約又は法的に拘束力のある文書**
- c. **その他の拘束力のある取決め**

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 将来キャッシュ・フローの見通しの評価に必要となる契約条件（義務及び権利）。いくつかの例として、支払及び入金金額及び時期、金利、他の要求される履行の内容及び時期、コール又はプットのオプション、違約金又はボーナスの条項などがある。
- b. 当該項目が資産の場合には、財務諸表日における相手方の不履行のリスク（信用リスク又は他の資産若しくはサービスの引渡しの不履行）の可能性
- c. 相手方の不履行が報告企業の財務諸表に与える潜在的な影響
- d. 企業の不履行が報告企業の財務諸表に与える潜在的な影響
- e. 契約上要求されているが、金額及び時期が契約上特定されていない将来キャッシュ・フローの見積金額及び時期
- f. 契約上特定されていないが（例えば、過去の実績や経済的誘因に基づいて）予期されるか又は可能性が高い将来キャッシュ・フローの見積金額及び時期

この情報が重要となり得る理由

法的な取決めに基づく義務及び権利の理解がないと、利用者は将来キャッシュ・フローの見通しに対する影響を判断することができない。

質問 L3. その表示科目の基礎となっている権利及び義務の存在又は所有権が不確定か。

この質問は、測定に関する不確実性の質問（質問 L9 参照）とは異なる。その相違点は、結果についての不確実性ではなく、資産又は負債が存在しているかどうか又は企業が所有しているかどうかについての不確実性に関するものだという点である。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、当該項目の存在及び所有権に関する不確実性の記述の開示を要求することを検討すべきである。さらに、当審議会は、その不確実性が企業の予想とは異なる形で解消された場合に将来キャッシュ・フローがどのように変化するののかの開示を要求することを検討すべきである。

この情報が重要となり得る理由

この開示は、認識されている資産又は負債に疑問がある状況におけるリスクを利用者が過小評価するように誤って誘導する可能性を回避する。

質問 L4. その表示科目は、将来キャッシュ・フローの見通しに異なる形で影響を与える可能性のある異なる性質の構成部分を含んでいるか。

異なる構成部分を含んだ表示科目の例は多くあり、そのすべてが必ずしも将来キャッシュ・フローの見通しに異なる形で影響を与えるわけではない。次のようなものがある。

- a. 異なる種類の金融商品のポートフォリオ
- b. 異なる種類の製品又は原材料、仕掛品又は完成品の在庫
- c. 異なる製品又はサービスからの収益で、その売上が相関していないもの
- d. 損益計算書上の年金費用（勤務費用、利息費用、資産に係る収益、過去勤務費用及び数理計算上の差異の償却が含まれている）
- e. 共同住宅、商店街、オフィス・ビルを含んだ不動産

以下は、構成部分が将来キャッシュ・フローの見通しに異なる形で影響を与えるという指標の例である。

- a. 発生の頻度又は時期の相違

- b. 反復の確率の相違
- c. 異なる変数への反応又は同一の変数への異なる反応
- d. 予想収益率の相違

開示を考慮すべき情報

当審議会は、表示科目の別々の構成部分の金額及び内容の開示を要求することを検討すべきである。

この情報が重要となり得る理由

異なる構成部分に起因するキャッシュ・フローが、経済状況又は企業の状況が変化するにつれて、反対方向に変化するか又は非常に異なる比率で変化すると見込まれる場合には、利用者は将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために異なる構成部分を知っておかなければならない。

注： 当審議会は、コード化体系の各領域において別個の要求事項を設定せずに、開示に関する一般的な要求を検討する可能性もある。

質問 L5. その表示科目に関連したキャッシュ・フローの見通しは、一般的な経済状況又は市場要因の変動により影響を受けるか、また、その状況、要因、又は当該表示科目に生じそうな影響は、表示科目の内容から明らかでないものか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の事項の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 頻繁な又は重大な変化を生じさせると予想し得る将来の経済状況又は市場要因の変化の種類の記事（例えば、金利、株価、外国為替レート、住宅着工件数、失業、物価上昇）
- b. それらの要因の変化が、その表示科目から生じるキャッシュ・フローの見通しにどのように影響を与えるのかの指標
- c. 状況又は要因の変化の影響を軽減し得る方針、実務及び戦略の一般的記述
- d. その方針、実務及び戦略の過去の有効性の指標

この情報が重要となり得る理由

キャッシュ・フローの見通しの変化は、利用者の意思決定にとって基本的なものである。一部の表示科目により生み出される将来キャッシュ・フローの見通しは、利用者が財務諸

表における追加の情報なしに決定するとは期待できない方法で変化する場合がある。企業の軽減の方針、実務又は戦略は、それがなければ利用者が予想するかもしれない将来キャッシュ・フローの見通しに対する影響を軽減する可能性がある場合には、重要となる。

質問 L6. その表示科目に関連した将来キャッシュ・フローの見通しは、企業固有の要因又は業種固有の要因（特に、頻繁に又は著しく変化すると予想できるもの）に影響を受けるか、また、利用者が当該要因又はその潜在的影響を知っているとは予想されないか。

例としては、企業の製品又はサービスへの変化しやすい需要、業界又は企業に影響を与える社会的要因、差し迫った陳腐化、サプライチェーンの懸念、新しい法律及び規制、訓練された労働者の利用可能性、経営者の交代、環境危険要因などがある。

開示を考慮すべき情報

当審議会は以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 頻繁な又は重大な変化を生じると予想し得る企業固有の要因又は業種固有の要因の記述
- b. それらの要因の変化が表示科目に与える影響の指標
- c. 状況又は要因の変化の影響を軽減し得る方針、実務及び戦略の一般的記述
- d. その方針、実務及び戦略の過去の有効性の指標

この情報が重要となり得る理由

一部の表示科目により生み出される将来キャッシュ・フローの見通しは、利用者が財務諸表上の追加的な情報なしに決定することが期待できないような形で変化する場合がある。それらの要因に影響を受ける収益、コスト、及び他の多くの表示科目は、企業が事業を行っている業種を利用者が理解していれば、利用者が理解すると期待される事項であろう。しかし、一部の企業は、説明を要するような独特又は異例な事業を有している場合がある。企業の軽減の方針、実務、又は戦略は、利用者がそれがなければ予想するかもしれない将来キャッシュ・フローの見通しへの影響を除去できる場合には、重要なものとなる。

質問 L7. その表示科目が資産、負債、又は資本性金融商品である場合に、過去の期間からの変化の原因が一般的に理解し得るか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、過去の期間からの変化の原因（種類別に要約した主要なインフロー及びアウトフロー又は詳細な増減表）の開示を要求することを考慮すべきである。通常の変化を通常でない変化と区別することや、会計処理の変更、経済状況の変化、契約上の義務又は権

利の変化による報告金額の変化を区別することが重要となる。

この情報が重要となり得る理由

この情報により、利用者は将来における同様の変化の可能性を評価できるようになる。異なる種類の変化は企業の将来キャッシュ・フローの見通しについての評価に異なる影響があるため、分解が重要となる。

注： 当審議会は、コード化体系の各領域において別個の要求事項を設定せずに、開示に関する一般的な要求を検討する可能性もある。

質問 L8. その項目が生産用資産又は知的財産である場合に、その項目の質又は効用が変化しているか。

この開示は測定に関連しているが、厳密には測定の問題ではない。一部の生産用資産は時価と密接に関連していない金額で計上され、時価と関連して変化しない。例えば、帳簿価額が減価償却されている建物が、実際には価値が増加していてキャッシュ・フロー生成能力が増加している場合がある。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、変化の内容及びその変化がどのように将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与え得るのかの記述を要求することを検討すべきである。この開示の目的は、会計処理及び報告では表示又は示唆されない情報を提供することである。例えば、減価償却資産の帳簿価額は、効用又は価値の変動を隠すような方法で定期的に減少する場合がある。当該資産は、経済的価値が低下する比率を超える率で償却されている場合もある。したがって、ある単年度で資産の価値を著しく低下させる技術的变化が、減損の評価減を要しない場合がある。その経済的価値の変動は、この開示で検討される種類の事項である。

この情報が重要となり得る理由

前述のとおり、特定の資産の質又は効用に関する情報は、財務諸表から明らかでない場合があり、また、キャッシュ・フローの見通しに重大な影響を与える場合がある。しかし、この種の情報は、企業に特有のものではない場合や、財務諸表の外又は財務諸表の他の部分の情報源から明らかである場合がある、例えば、企業が保有している賃貸用不動産や企業の主要な製品に対する需要の変化は、一般的な知識である場合があり、賃貸収益の変化により証明される場合がある。その情報は、企業の経験が予想に反する場合やそれ以外で予想外の場合には、非常に重要となる。

質問 L9. その表示科目には、異なる方法で測定される個々の項目（又はグループ）が含まれているか。

この情報は、質問 L7 で扱っている情報と同じではない。測定の相違は非常に類似した項目や同一の項目にも存在し得るからである。同じ方法で測定される 2 つの項目が、市場の状況の変化に異なる反応をする場合がある。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、異なる方法で測定されている項目又はグループの説明、帳簿価額及び測定方法の開示を要求することを検討すべきである。

この情報が重要となり得る理由

異なる方法で測定される項目の合計である単一の金額がキャッシュ・フローの見通しに与える影響は、内訳を知らないと評価することが不可能な場合がある。ある利用者が、主として収益、費用及び他の損益項目に基づいて将来キャッシュ・フローの見通しを評価できたとした場合、貸借対照表上の測定の相違は特に重要ではない可能性があり、追加の検討又は詳細は増分的な便益をほとんど提供しない。しかし、利用者が将来キャッシュ・フローの見通しを資産からの収益又は資産の市場価格に基づいて評価する場合には、測定の相違はずっと重要なものとなり、詳細の提供は行う価値があるものとなる。

注： 当審議会は、コード化体系の各領域において別個の要求事項を設定せずに、開示に関する一般的な要求を検討する可能性もある。

質問 L10. この表示科目に適用し得たかもしれない許容可能な⁵代替的な会計方針又は会計処理方法があるか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 適用した会計方針又は会計処理方法
- b. 会計処理方法が通常でない場合、生じた結果が読者がそれ以外で予想するかもしれない結果に反する場合（例えば、後入先出法での棚卸資産の原価算定）、又は会計処理方法がそれ以外で財務諸表に大きな影響を与える場合（全部原価か成功原価か）には、その影響の大きさ

この情報が重要となり得る理由

複数の会計処理方法がある項目に適用できる場合には、利用者は、当該項目が何を表しているのかの説明なしには、その表示科目が将来キャッシュ・フローに与える影響を判断す

⁵ この文脈において、「許容可能」という用語は、企業の選択である代替案を指すだけでなく、実務上の可能性による例外や異なる状況において規定されている代替案（読者が財務諸表を読むことによりどの方法が使用されているのかを識別できない場合の）も指す。

ることができない。例えば、ある表示科目が取引価格又は公正価値で測定できる場合には、利用者はどちらが適用されているのかを知る必要がある。

質問 L11. その表示科目は、次のいずれかである残高又は取引若しくは事象の影響を含んでいるか。

- a. 直接適用可能な報告要求事項で扱われていない。
- b. 適用可能なガイダンスがある他の取引又は事象に明確には類似していない。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 取引又は事象の内容及びそれらに適用される会計処理方法
- b. 該当がある場合、認識若しくは測定又はその両方に関する不確実性
- c. 取引又は事象の独特な又は非常に異例な側面であって、将来キャッシュ・フローについての企業の見通しの評価に影響を与えることとなるもの

この情報が重要となり得る理由

この情報がないと、利用者は、重要な取引の成果がどのように報告されているのかを知る方法がなく、したがって、何が報告されているのかを容易に誤解する可能性がある。

質問 L12. この表示科目に使用されている会計方針又は会計処理方法が、新たに公表されたガイダンスの採用若しくはそれへの移行により、又は従前の方法が不適切と判断されたことにより、変更されているか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 変更が生じた旨
- b. 当該変更の理由
- c. 当該変更は過去の各年度（望ましくは）にどのように影響を与えるものであったか、又は、それが実行可能でない場合には、従前の方法が本年度に異なる情報をどのようにしてもたらすのか

この情報が重要となり得る理由

会計処理の変更の説明がないと、利用者は容易に誤った方向に導かれる可能性がある。将

来キャッシュ・フローの見通しに関する過去のトレンドの影響を適切に評価するために、利用者は、資産又は負債の帳簿価額の増減や収益又は費用の毎年の変化のうちどれだけが会計上の変更によるもので、どれだけが経済の変化によるものなのかを知ることが必要となる。

質問 L13. この表示科目は、将来の年度において、公表されてはいるがまだ発効していない（又は完全には発効していない）会計基準への移行により影響を受けることとなるか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 移行がいつ行われるのか
- b. 将来の財務諸表に対する予期されている影響の記述
- c. 当期の財務諸表に対するプロフォーマの影響

この情報が重要となり得る理由

将来の会計処理に関する情報は、キャッシュ・フローの見通しに関する認知が新たな会計処理にどのように影響され得るのかを評価するのに役立つ可能性がある。

さらに、こうした開示は、開示を企業間及び同一企業の年度間で比較可能とすることにも役立つ可能性がある。

質問 L14. その表示科目の金額を決定するための方法が、一般的でないか、記述からは明らかでないか、又はそれ以外で識別が困難であるか。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、表示科目の金額がどのように決定されたのか（例えば、オプション価格算定モデル、マトリックス価格算定技法、又は内部で開発した技法）の説明を要求することを検討すべきである。しかし、計算が独特又は異例であるが会計処理で規定されている場合（繰延税金や不確定な税務ポジションの決定方法など）には、その表示科目の記述が適用されている会計処理の要求を示唆するのに適切であれば、開示は不要かもしれない。

この情報が重要となり得る理由

帳簿価額が何を意味しているのかを理解していないと、将来キャッシュ・フローの見通しの評価にどのように影響があるのかを決定することが困難又は不可能となる。

注： 当審議会は、コード化体系の各領域において別個の要求事項を設定せずに、開示に関する一般的な要求を検討する可能性もある。

質問 L15. その表示科目の帳簿価額は、仮定、判断、又は合理的に相違し得る他の内部的なインプットを要する見積りであるか。

この質問は、公正価値又は他の時価の見積りに限定されない。時には、原価の累計に不確実性が伴い（例えば、どのコストを含めるべきかに関して）、公表市場価格に基づかない減損引当金には、ほとんど常に重大な不確実性がある。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、重要な見積り、仮定、判断、又は他の内部的なインプットに関する十分な詳細を要求することを検討すべきである。これは、帳簿価額がどのように決定されたのか、当該金額に固有の不確実性のレベル、及びインプットが異なっていたとした場合に数字がどのくらい大きく変動する可能性があったのかについての一般的な情報を提供するためである。

この情報が重要となり得る理由

目的適合性のある情報は、利用者が異なる仮定を用いて数字を再計算できるようにするのに必ずしも十分ではない。また、それが目的ではない。不確実性及び未知のことに関する経営者の判断は、報告される金額に著しく影響を与え、これは将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価に影響を与える。利用者は以下のことを理解する必要がある。ある金額に固有の不確実性のレベル、価格又は帳簿価額の反応が敏感な要因、見積りを組み立てる方法である。この情報の必要性は、異なってはいるが合理的な仮定、判断、又は見積りの方法の結果としての将来キャッシュ・フローの見通しの潜在的な可変性に基づくものである。一般的に、金額の見積りが困難であるほど、より多くの説明が必要となる（大きさが同様と仮定すれば）。3つの要因が価格又は価値の見積りに反映される。キャッシュ・フローの金額、キャッシュ・フローの時期、及びキャッシュ・フローの変動の確率である。開示は、特定の状況において目的適合性のあるものに焦点を当てるべきである。

質問 L16. 将来キャッシュ・フローの見通しを評価する際に明らかに有用となる代替的な測定値又は測定の適用方法はあるか。

代替的な測定値は資産又は負債について考えられる。一例は、取得原価主義の金額で報告される金融商品の公正価値である。別の例としては、総額で評価された棚卸資産の減損引当金（項目ごとの評価とは異なる場合がある）である。

開示を考慮すべき情報

当審議会は、以下の開示を要求することを検討すべきである。

- a. 代替的な測定又は適用方法の識別

- b. 報告されている測定と代替的な測定との差異の大きさの指標（又は代替的な測定
の金額）

この情報が重要となり得る理由

2種類の測定が、異なる理由で重要となり得る。資産の公正価値は、ある企業と別の企業との比較のためのベンチマークとして、又は資産の売却又は保有に関する経営者の意思決定を評価するために、有用となる可能性がある。利用者が売上総利益を評価する方法は、利用者が減損の総額ではなく項目ごとの減損を知っていれば、より適切な結果をもたらすことができる。

利用者が証券のポートフォリオを将来キャッシュ・フローの見通しの評価にどのように組み込むのかは、価値の合計額がポートフォリオ全体としての売却に基づいているのか、より小さなブロックの売却に基づいているのか（特に単一の証券の大口保有について）に応じて、異なる可能性がある。例えば、利用者は支配プレミアムの大きさについての情報を得たいと考えているかもしれない。

代替的な測定値は、一般的に、製造、輸送、又は製品若しくはサービスの販売に使用されることによりキャッシュ・フローを生み出す項目については、現金で決済されるか又は現金と交換できる項目についてよりも、ずっと重要さが低くなる。

将来キャッシュ・フローについての企業の見通しに影響を与える可能性のある他の事象及び状況に関する情報

2.18 以下の質問グループは、将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性のあるその他の事象及び状況（その影響がまだ財務諸表に反映されていないもの）に関する情報に係るものである。

2.19 「この情報が重要となり得る理由」という表題はこのセクションでは省略している。それぞれの場合における説明が同じになるからである。このセクションにおける質問はすべて財務諸表本体に情報がない事項に係るものであり、すべてが将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性のある事項に関するものである。

質問 O1. 以下の事象又は状況のいずれかが、企業がそれがなければ経験したであろう正味キャッシュ・フローが著しく異なる（小さく又は大きく）こととなる可能性を生じさせているか。

- a. 企業に対しての又は企業から他の企業に対しての潜在的な訴訟（一般的な事業リスクではなく個別的な事項による）
- b. 企業に対しての又は企業から他の企業に対しての既存の訴訟で、その結果が

依然として不確定なもの

- c. 企業による法律、規制又は契約条件への、あり得るか又は既知の違反、あるいは法令、規則又は契約に基づく企業の権利の侵害
- d. その他の不確定な状況

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. 事象又は状況の存在及び記述
- b. その事象又は状況の影響が、企業の日常的な頻繁な事業活動に関わるものか、それともキャッシュ・フローへの稀な又は一回限りの影響を有するものか
- c. 事象又は状況それ自体が特異若しくは稀なものか、それとも日常的又は頻繁なものか
- d. 将来キャッシュ・フローに対する生じ得る影響の大きさに関する企業の判断（最も可能性の高い結果の一点の見積りとして、確率加重した結果として、又は生じ得る結果の範囲として）
- e. その事象又は状況が将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性に関する企業の判断

企業が、正味キャッシュ・インフローの減少の最小化又は増加の最大化となり得ると考えている計画を有している場合には、それらの行動を記述することができ、将来キャッシュ・フローに対する生じ得る影響として開示している金額が、計画している行動が効果的となると仮定しているかどうかを説明すべきである。言い換えると、企業が可能性の高い損失を最小化するか又は可能性の高い利得を最大化できると開示が仮定している場合には、その旨を開示する。企業がその種類の損失の最小化又はその種類の利得の最大化に成功した過去の経験がある場合を除き、より悲観的な金額（最小化又は最大化の金額が失敗すると仮定）も開示すべきである。

質問 O2. その他の事象又は状況で、企業の財務諸表において資産又は負債及び利得又は損失（あるいは収益又は費用）で表されていないが、それに関して認識しないという決定に不確実性があるものはあるか。（これには、質問 O1(a)及び O1 (b)で論じた偶発事象以外の項目が含まれる。）

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. その事象又は状況の存在及び記述
- b. 資産又は負債及び利得又は損失（収益又は費用）を認識しないと決定する際に検討された不確実性及びその決定の理由
- c. 同じ種類の事象又は状況が、日常的で頻繁なものなのか、それともキャッシュ・フローに対して稀な又は一回限りの影響を有するものなのか
- d. 事象又は状況それ自体が特異若しくは稀なものなのか、それとも日常的又は頻繁なものなのか
- e. 将来キャッシュ・フローに対する生じ得る影響の大きさに関する企業の判断（最も可能性の高い結果の一点の見積りとして、確率加重した結果として、又は生じ得る結果の範囲として）
- f. その事象又は状況が将来キャッシュ・フローの見通しに影響を与える可能性に関する企業の判断

質問 O3. 1 つ又はいくつかの顧客又は仕入先との関係の将来における喪失又は悪化が、企業の将来キャッシュ・フローに著しく影響を与える可能性があるか。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. 企業が 1 つ又はいくつかの顧客又は仕入先に依存している旨及び依存の程度の指標
- b. その顧客又は仕入先の喪失に関する見通しの判断
- c. 仕入先との関係の悪化により生じ得る影響を軽減するために企業が取った対策の説明

質問 O4. 企業の将来キャッシュ・フローが、企業のインプット又はアウトプットの市場における量又は価格のボラティリティ又は他の不確実性により、著しく有利な又は不利な変動に晒される可能性があるか。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. インプット又はアウトプットの市場におけるボラティリティ又は他の不確実性の考えられる原因

- b. インプット及びアウトプットの市場におけるボラティリティが財務諸表に与える最悪の場合の影響

質問 O5. 企業のインプット又はアウトプットに係る市場への企業のアクセスに不確実性があるか（その不確実性の解消がアクセスの増加となる場合でも減少となる場合でも）。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. インプット及びアウトプットの市場へのアクセスの制限に関する不確実性の存在並びに考え得る原因及び影響
- b. インプット及びアウトプットの市場への重大なアクセス制限が財務諸表に与える可能性のある影響
- c. インプット及びアウトプットの市場へのアクセスの制限により生じる不利な財務諸表上の影響を、企業がどのように軽減することを計画しているか

質問 O6. 企業が有能な労働力と適切な物的設備を維持する能力に関する重大な不確実性があるか（その不確実性の解消が能力の増加となる場合でも減少となる場合でも）。

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. 有能な労働力と適切な物的設備を維持することの重大な不確実性の存在及び原因
- b. その不確実性が財務諸表に与える可能性のある影響
- c. 有能な労働力と適切な物的設備の維持に関する重大な不確実性から生じる不利な財務諸表上の影響を、企業がどのように軽減することを計画しているか

質問 O7. 企業の考えられる将来キャッシュ・フローが、以下の事項の考え得る将来の変化の影響により、著しい変動に晒される可能性があるか。

- a. 金利
- b. 企業が資金を獲得する能力
- c. 外国為替レート
- d. 商品の価格（取引所で取引されていてもいなくても）又は取引量

e. 株式市場の価格又は取引量

f. その他の金融市場価格又は市場状況

開示を考慮すべき情報

考慮すべき事項は次のものであろう。

- a. 特定の資産、負債又は資本性金融商品に影響を与えるマクロ経済要因の説明
- b. マクロ経済要因の変動が、資産、負債、及び資本性金融商品並びに純損益及びその他の包括利益に与える可能性のある影響

意思決定プロセスの検証

2.20 スタッフは、意思決定用の質問を非公式にテストした。さまざまな会計上のトピックにそれらを適用し、その結果を現行の開示要求と比較することによってである。そのテストにより、この意思決定用の質問では示唆されない若干の現行の開示要求が識別された。テストでは、現在は開示が要求されていない情報で、意思決定プロセスにより示唆されるものも識別された。全体として、このテストは、当審議会が基準設定プロセスにおいて得るであろう結果又は企業が行うであろう開示に関して確固たる結論を導くのに十分なほど完全でも厳格でもなかった。単に意思決定プロセスの完全性を示すのに役立つのみである。

2.21 意思決定用の質問は以下の領域に適用し、結果を現行の開示要求と比較した。

- a. 確定給付制度 (Subtopic 715-20 報酬—退職給付—確定給付制度—一般)
- b. 債権、並びに悪化した信用度で取得した貸付金及び負債証券 (Subtopic 310-10 債権—全般、310-30 債権—悪化した信用度で取得した貸付金及び負債証券)
- c. 有形固定資産 (Subtopic 360-10 有形固定資産—全般)

2.22 意思決定用の質問は、現在のアジェンダ・プロジェクトに対してもテストした。しかし、このフレームワークもそれらのプロジェクトも、このコメント募集の公表時では完了していないため、そのテストの結果は不明確である。

回答者のための質問

質問 2: 本章における意思決定用の質問及び関連する示唆された開示は、企業の将来キャッシュ・フローの見通しを評価するために必要な財務諸表注記に適切な情報のすべてを含

んでいるか。

質問 3: 意思決定用の質問又は関連する示唆された開示のいずれかが、財務諸表注記には適切でないか又は企業の将来キャッシュ・フローの見通しの評価に必要でない情報を識別しているか。

質問 4: これらの意思決定用の質問は、当審議会ではなく報告企業が適用する方が適切か。言い換えると、当審議会は各プロジェクトにおいて詳細な要求事項を設ける実務を変更して、その代わりに、本章における質問と同様の単一の全体的な要求を設けるべきか。

質問 5: この意思決定プロセスは、当審議会がより効果的な開示要求を設定するのにうまく役立つと考えるか。そう考えない場合、どのようなアプローチがより適切か。

回答者への要請

当審議会としては、回答者がこの意思決定プロセスを自ら選択したコード化体系のトピックに適用して、それにより生じると思われる現行の開示要求の変更を識別するならば、有難く思う。

第3章——開示要求を柔軟にする

3.1 一部の人々にとっては、財務報告書における開示の分量の削減はそれ自体が目的であるが、当審議会にとっては、分量の削減は有効性を向上させる手段である。分量は、その情報が特定の企業からのキャッシュ・フローの見通しの評価に目的適合性がある場合には、必ずしも悪いものではない。しかし、不必要な分量は、財務諸表の発行者の負担を増加させる（データの収集と開示の作成のためである）。また、財務諸表の利用者の負担も増加させ（目的適合性があるものとならないものとを判断するためのデータを調査するためである）、彼らの投資及び与信の決定に影響を与え得る情報を見落とす可能性を増大させることもあり得る。

3.2 ボードメンバー及びスタッフはいくつかの機会に、不必要な開示を生じさせている一つの要因は、所与のトピックに係る開示要求が分離不可能なパッケージと一般的に見られていることだと聞かされた。すなわち、そのうちのどれかが要求される場合には、すべてが要求されると見られている。

3.3 当審議会が単に開示要求を削除することによりその問題に対処することを提案した人々もいる。しかし、少数の例外を除いて、既存の開示要求は、少なくとも一部の企業に係るキャッシュ・フローの見通しの評価に目的適合性のある情報を扱っている。残念ながら、ある企業にとって目的適合性のない情報が、別の企業にとっては非常に目的適合性が高いかもしれず、当審議会は企業ごとに開示要求を設定するわけにはいかない。

3.4 一例として、報告企業が2つの異なる確定給付年金制度からの重要性のある負債を有している場合がある。一方の制度は活動中で、負債が増大している。他方の制度は縮小されており、予想される将来の支払の金額及び時期の潜在的な変動性はずっと少ない。それぞれの制度に係る負債の金額が現時点ではほぼ同じであるとしても、要求される開示の目的適合性は同じではない。縮小された制度に係る将来キャッシュ・アウトフローの評価は、その負債の金額に関する情報以外の情報をほとんど又は全く使用せずに、予想される支払に関する若干の情報を使用して行い得る。これに対し、活動中の制度に関連する将来キャッシュ・アウトフローは現時点では不可知であり、キャッシュ・フローの見通しに与える影響を利用者が評価するのに役立つためには、より多くの情報が必要となる。

3.5 3.2項で述べたとおり、報告企業は通常、自社の財務諸表がそのトピックに関連する重要性がある取引又は残高を含んでいる場合には、開示要求に掲げられている情報のすべてを提供する。そうでなく、そうした取引又は残高がないか又は既存の取引及び残高に明らかに重要性がない場合には、報告企業は何も情報を提供しない。このような実務は、目的適合性のない情報を報告する結果を生じさせている可能性がある。縮小された確定給付制度に関する前述の例では、報告企業は、たとえ将来キャッシュ・フローの見通しに影

響を与える可能性がない開示項目があったとしても、おそらく確定給付制度について要求されているすべての開示を提供する。

3.6 一部の企業に適用される要求事項を削除せずに不必要な開示の分量を回避する唯一の方法は、開示要求に選択性を適用することかもしれない。開示要求の選択性には前例がないわけではない。すべての現行の開示要求がすべての企業に適用されているわけではない。所定の事業の報告企業又は開発段階の企業にのみ適用されるものや、所定の規模を超える報告企業にのみ適用されるものもある。しかし、その可変性はルールではなくて例外であり、報告企業的意思決定ではなく当審議会の決定によるものである。

3.7 開示要求の適用に選択性を許容又は要求することは、投資者、融資者及び他の債権者の意思決定に対する目的適合性がほとんど又は全くない情報の報告により生じる分量を削減する大きな可能性を提供する。実際に、それが財務諸表の利用者が必要な情報をより容易に見ることができるようにするのに十分なだけ分量を削減する最善の方法かもしれない。

3.8 開示の選択性を達成するためのいくつかの可能性がある。以下は、その可能性の範囲の両極である。

- a. 当審議会が、異なる企業に対して異なる要求事項を設定することにより、判断に対する責任の大半を負うことが考えられる。例えば、相違は報告企業の規模又は企業が従事する事業を基礎とすることになるかもしれない。また、当審議会は、特定の種類の資産構成、レバレッジ比率、又は他の特徴を有する企業に対して異なる要求事項を設定するかもしれない。
- b. 当審議会が、判断に対する責任の大半を報告企業に委ねることも考えられる。当審議会は、具体的な開示要求を設定せずに、第 2 章の意思決定用の質問を適用するよう報告企業に求めることになる。

3.9 当審議会は、適切な選択性を促す方法という論点を審議していないが、これらの両極のそれぞれには明白な問題点がある。当審議会が有効な選択性を開示要求に組み込むことは不可能かもしれない。最善でも、当審議会が、企業の規模、業種、資産構成、レバレッジ比率、又は他の特徴に基づいて、多くのさまざまな分類を特定することが必要となるであろう。その境界線の一部が恣意的となることはほぼ確実である。恣意的な境界線は、問題を提起し、適用上の問題を生じさせる傾向がある。例えば、報告企業がある分類から別の分類に移動する場合に、どの開示を提供することになるのだろうか。

3.10 米国の法律及び規制環境において、第 2 章における意思決定用の質問のような広範な一般的な要求事項は、重大な問題を生じさせる可能性がある。特に不整合の問題がある。一部の報告企業はおそらく、結果論で批判されることを避けるためにすべての考えられる情報を開示する義務があると感じるのである。他方、十分な情報を開示しない企業も

あるかもしれない。規制機関及び監査人は、どの情報が目的適合性があるのかに関して、必ずしも報告企業と同じ結論に至らないであろう。

3.11 幸い、この両極の間に可能性がある。

- a. 当審議会が、開示についての文言を変更して規範性がより低いものとし、企業が特定の要求事項に準拠する方法に柔軟性を認めることが考えられる（言い換えると、判断があるのは開示を提供する方法のみであり、開示を提供するかどうかについてはない）。
- b. 当審議会が、各トピックについて可能性のある開示の一つのセットを識別し、報告企業に各項目の目的適合性について各自の意思決定をするよう求めることが考えられる。
- c. 各トピックにおいて、当審議会が最低限の開示又は開示のセットと拡張した開示のセットを設定することが考えられる。報告企業は、最低限の開示を提供するのか、あるいは、拡張した開示の一部又は全部が彼らの財務諸表にとって目的適合性があるのかどうかについて各自の判断を行うことになる。
- d. 当審議会が、3 つ又はそれ以上の情報項目の階層（Tier）を設定するか又は、各トピックにおける情報要求について段階的等級を定めることが考えられる。報告企業は、どのレベルが当てはまるのかに関して各自の決定を行うことになる。

3.12 株式に基づく報酬及び確定給付制度からの退職給付の開示要求を用いた設例を、その可能性を説明するために、この章の末尾に示している。これらの例（ボードの審議なしに作成したものである）は、間違いなく、質問、懸念、反対の点を提起するであろう。実際、可能性が現実的でない理由の説明に役立つものかもしれない。

3.13 当審議会が、開示の選択性（3.8(a)項参照）に関するすべての責任を負うことを選択しない限り、報告企業は、目的適合性を評価するのに役立つ原則又は他のガイダンスを必要とするであろう。第4章では、一つの考え得るガイダンスの種類を議論している。これは、3.11 項の代替案(b)及び(c)に対しては容易に適用できるだろう。3.11 項の代替案(a)又は(d)に適用するには、おそらく修正の余地がある。

3.14 この議論から、開示要求の適用において選択性を許容又は要求することは財務諸表のページ数の削減にはなり得るが、財務諸表注記を作成する時間及び労力を必ずしも削減しないことが明らかとなるはずである。実際に、多くの企業にとって、よい多くの時間と労力が必要となるかもしれない（特に、適用初年度や企業の状況が大きく変化した年度において）。

規範性がより低い要求事項

3.15 要求事項に柔軟性を加える一つの方法は、当審議会が、要求事項の文言を、開示の目的又は要求される一般的な種類の情報を定めるが、開示の形式は定めないものとすることであろう。例えば、715-20-50-1(b)項は、次のことを要求している。

制度資産の公正価値の期首及び期末残高の調整表。該当がある場合、以下のそれぞれに帰属する当期中の影響を個別に示す。

1. 制度資産の実際収益
2. 外国為替レートの変動 …
3. 事業主による拠出
4. 制度加入者からの拠出
5. 支払った給付
6. 企業結合
7. 事業分離
8. 清算

3.16 この要求事項は、企業が要求に準拠する方法に柔軟性を与えるために、以下の文言とすることが考えられる。

当期中の制度資産の公正価値の重大な変動を説明する情報

3.17 場合によっては、企業は、3.16 項の要求に準拠するために 3.15 項で例挙しているデータのすべてを含んだ調整表を提供するであろう。他方、重大な変動が当期中の制度資産に係る収益のみによるもので、企業がその旨の記述を示すことにより 3.16 項の要求に準拠できる場合もあろう。このアプローチは、開示要求に柔軟性を加えるために単独で適用することができる。また、この章で議論している他のアプローチと組み合わせることもできる。

株式に基づく報酬に対する最低限及び拡張した開示アプローチの適用例

3.18 以下は、最低限及び拡張した開示アプローチをどのように株式に基づく報酬に適用できるのかの例である。最低限の要求事項（拡張した要求事項）として識別されていない既存の開示が必要となるのは、その追加的な情報も目的適合性がある場合のみである。

3.19 スタッフは、株式に基づく報酬が企業の財務諸表に与える全体的な影響の理解に基本的と思われる開示を検討することにより、「最低限」のリストに到達した。また、スタッフは、特定の状況でのみ有用と思われる要求事項を識別することを試み、これらの要求事項を最低限のリストから除外した（しかし、企業が検討すべき拡張したリストの一部として残した）。要求事項の中で、目的適合性が全くないと考えられたものはなかった。

3.20 3.21 項の例は、株式に基づく報酬への変更案を示すことを意図したものではない。当審議会は、現行の開示の分類について何も審議していない。

3.21 以下は、最低限の開示要求として識別される可能性のある 718-10-50-1 項から 50-4 項までの開示要求である（利用の便宜のため、現行のコード化体系の参照を維持している）。

718-10-50-2(b) 従業員との株式に基づく報酬契約からの報酬コストを測定するために使用している方法。

718-10-50-2(h) 損益計算書を表示する各年度について、以下の事項

1. 株式に基づく支払契約に係る報酬コスト合計
 - i. 純損益に認識したもの及びそれに関して認識した税務上の便益合計
 - ii. 資産の原価の一部として資産計上したもの

718-10-50-2(j) どこか別の場所で別個に開示していない場合には、株式オプション及び株式に基づく支払契約に基づいて付与した類似の商品から受け取った現金の金額、及び当年度中に行使されたストック・オプションから認識した税務上の便益

3 層の年金の例示

3.22 現行の開示要求の優先順位付けに関する以下の例は、財務諸表利用者が当審議会に提案したアイデアに基づいている。以下の階層 (Tier) は、企業の確定給付年金制度の活動及び複雑性のレベルに基づいている。

- a. Tier 1—すべての確定給付年金制度に適用
- b. Tier 2—中程度の活動及び複雑性のあるすべての確定給付年金制度に適用
- d. Tier 3—広範な活動及び複雑性のあるすべての確定給付年金制度に適用

3.23 このコメント募集では、「中程度の」又は「広範な」活動又は複雑性を定義していない。それは、3 層の開示という考え方がさらに検討に値するとみなされる場合に、公開草案に進むのに必要な作業の一環として行われるかもしれない。さらに、当審議会は、このプロジェクトの一環として確定給付制度からの退職給付についての開示要求の変更を何も審議していない。

Tier 1—確定給付年金制度

3.24 Tier 1 には、715-20-50-1 項からの以下の要求事項が含まれるかもしれない。

一つ又は複数の確定給付年金制度あるいは一つ又は複数の確定給付の他の退職後制度をスポンサーする事業主は、年金制度及び他の退職後給付制度について別個

に、以下の情報を提供しなければならない。運用に関する事業主の結果に関連する金額は、損益計算書を表示する各期間について開示しなければならない。事業主の財政状態計算書に関連する金額は、表示する各財政状態計算書日時点で開示しなければならない。以下のすべてを開示しなければならない。

a. 以下のそれぞれに帰属する当期中の影響（該当がある場合）を別々に示す給付債務の期首及び期末残高の調整表

1. 勤務費用
2. 利息費用
3. 制度加入者による拠出
4. 数理計算上の差異
5. 外国為替レートの変動（開示すべき外国為替レートの変動の影響は、機能通貨が **Section 830-10-45** に従った報告通貨ではない在外営業活動体の制度に適用されるものである）
6. 支払った給付
7. 制度の変更
8. 企業結合
9. 事業分離
10. 縮小、清算、並びに特別の及び契約上の解雇給付

確定給付年金制度については、給付債務は予測給付債務である。確定給付型の他の退職後制度については、給付債務は累積退職後給付債務である。

b. 以下のそれぞれに帰属する当期中の影響（該当がある場合）を別々に示す給付債務の期首及び期末残高の調整表

1. 制度資産の実際収益
2. 外国為替レートの変動 ((a)(5)参照)
3. 事業主による拠出
4. 制度加入者による拠出
5. 支払った給付
6. 企業結合
7. 事業分離
8. 清算

c. 制度の積立状況及び財政状態計算書において認識した金額。認識した資産並びに流動及び非流動の負債を別々に示す....

e. 確定給付年金制度については、累積給付債務

- f. 今後 5 事業年度のそれぞれにおいて及び今後 5 事業年度の合算で支払が予想される給付（表示する最後の財政状態計算書日時点で）。予想される給付は、年度末現在の企業の給付債務の測定に使用するのと同じ仮定に基づいて見積らなければならない、予想される将来の従業員サービスに帰属する給付を含めなければならない。
- g. 表示する直近の財政状態計算書の報告日後に開始する翌事業年度中に支払が予想される拠出についての事業主の最善の見積り（合理的に算定可能となり次第）。予想拠出額は、次のすべてを合算して表示することができる。
 - 1. 資金規制又は法律により要求される拠出
 - 2. 任意拠出
 - 3. 非現金拠出
- h. 正味の給付費用の金額。次のすべてを別々に示す。
 - 1. 勤務費用部分
 - 2. 利息費用部分
 - 3. 当期の制度資産に係る予想収益
 - 4. 利得及び損失部分
 - 5. 過去勤務費用又は債権部分
 - 6. 移行時差額部分
 - 7. 清算又は縮小により認識した利得又は損失
- i. 以下を別々に。当期に係る純損益及びその他の包括利益に認識した正味の過去勤務費用又は債権... 及び当期に係るその他の包括利益の組替調整額（これらの金額は、正味の移行時差額の償却額を含めて、純期間給付費用の構成部分として認識される）。
- j. 純期間給付費用の構成部分として認識されていないその他の包括利益累計額における金額。純損益、正味の過去勤務債務又は債権、及び正味の移行時差額を別々に示す....
- n. 該当がある場合、事業主及び制度資産に含まれている**関連当事者**の有価証券の金額及び種類、保険契約の対象となる制度加入者の将来の年間給付額の概算金額（事業主及び関連当事者が発行した年金契約を含む）、及び当期中の事業主又は関連当事者と制度との間の重大な取引
- o. 該当がある場合、過去勤務の金額又は利得及び損失の純額の償却に使用した代替的方法...

- p. 該当がある場合、給付債務の会計処理の基礎として使用した、何らかの実質的なコミットメント（過去の実務又は定期的な給付の増額の実績など）
- q. 該当がある場合、当期中に認識した特別の又は契約上の解雇給付の提供のコスト及び当該事象の内容の記述
- r. 給付債務又は制度資産の何らかの重大な変更の説明（このサブトピックで要求されている他の開示では明らかではないもの）

Tier 2—確定給付年金制度

3.25 Tier 2 には、715-20-50-1 項からの次の要求事項が含まれるかもしれない。

715-20-50-1... 次の情報を年金制度と他の退職後給付制度について別々に....

- d. 退職後給付制度資産に関する開示の目的は、財務諸表の利用者に以下についての理解を提供することである。

5. 制度資産の中でのリスクの重大な集中

事業主は、制度資産に関して次の情報を提供する際に全体的な目的を考慮しなければならない。

- ii. 財政状態計算書を表示する各報告日時点の制度資産のそれぞれの種類の公正価値....
- iv. 報告日現在の制度資産の公正価値測定の作成に使用したインプット及び評価技法を財務諸表利用者が評価できるようにする情報...

01. 公正価値測定が全体として区分される公正価値のヒエラルキーのレベル。同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（レベル 1）、重要な他の観察可能なインプット（レベル 2）、及び重要な観察可能でないインプット（レベル 3）を用いた公正価値測定に分離する....

02. 重要な観察可能でないインプット（レベル 3）を用いた制度資産の公正価値測定について、以下に帰属する当期中の変動を別々に開示する期首残高から期末残高への調整表。

- A. 制度資産の実際収益（期間退職後給付費用の純額部分）又は制度資産の実際収益（期間年金費用の純額部分）。報告日現在で依然として保有されている資産に係る金額及び当期中に売却された資産に係る金額を別々に識別する。

- B. 購入、売却、及び清算（純額）
- C. レベル3への振替又はレベル3からの振替の金額(例えば、重要なインプットの観察可能性の変化による振替)

03. 公正価値の測定に使用した評価技法及びインプットに関する情報及び当期中の評価技法及びインプットの変更（もしあれば）についての議論....

- k. 加重平均ベースで、制度の会計処理に使用した以下の仮定のすべて。給付債務の算定のために使用した仮定及び給付費用の純額を算定するために使用した仮定を表形式で特定する。
 - 1. 仮定した割引率...
 - 2. 報酬の増加の割合（給与関連の制度について）
 - 3. 制度資産の予想長期収益率
- l. 制度の対象となる給付の予想コスト（総適格費用）の測定に使用した、翌年度についての想定ヘルスケア費用の趨勢率、及びその後の想定趨勢率の変動の方向性及びパターンについての一般的な記述（最終的な趨勢率及びその率がいつ達成されると予想されるのかと併せて）。

Tier 3—確定給付年金制度

3.26 Tier 3には、Tier 1とTier 2に含まれない715-20-50-1項からのすべての他の開示要求が含まれる。当該要求事項の残りの部分は省略しているが、次のように要約される。

- a. 目標、目的、投資リスク、方針、仮定、予想収益率などに関する理解を提供するための記述的説明
- b. ヘルスケア費用及び債務の感応度分析
- c. その他の包括利益を通過した利得・損失の純額
- d. 次の営業循環期間内の制度資産の予想・期待将来収益

回答者に対する質問

質問6： 本章における可能性のうちのいずれか（3.8項及び3.11項参照）は、柔軟性のあ
る開示要求を確立するための実行的で有効的な方法となるか。

質問7： 複数のアプローチが実行可能かつ有効な場合、どれが最もよく機能するか。

質問8： 本章で議論しているものよりもよく機能する他の可能性があるか。

第4章 —開示の目的適合性に関する報告企業的意思決定

イントロダクション

4.1 このコメント募集の第3章では、異なる企業が異なる方法で適用（本質的にカスタマイズ）できる柔軟な開示要求を当審議会が設定できる方法を提案している。例えば、当審議会は、報告企業が第2章における質問のような意思決定用の質問を適用するよう要求することや、各トピックについて具体的な開示のリストを設定し、報告企業が各自の具体的な状況において目的適合性のある開示を提供するよう要求することが考えられる。どのような形で柔軟性のある開示要求は、所要の最低限の開示で補足することもできる。

4.2 当審議会が柔軟性のある開示要求を設定すると決定する場合、報告企業は、彼らの具体的な状況において何が目的適合性があるのかを判断する方法を知ることが必要となる。この章では、報告企業が何らかの形で柔軟性のある開示に適用するように改変することのできる判断に関して考えるための一つの方法を記述する。この議論は重要性に言及しているが、ある金額に重要性があるかどうかを決定するための既存の文献又は実務に何も新しく追加するものではない。その意思決定はすでに開示以外の理由で要求されている⁶。

4.3 この章を読む際に覚えておくべき2つの重要な注意事項がある。第一に、一つの可能性のみを議論しているという事実は、他の可能性がないと当審議会が結論を下したことを意味するものではない。他の可能性があることはほぼ確実であり、その中にはこの章で議論しているものよりも優れていると判明するものがあるかもしれないが、当審議会はまた他の可能性を識別又は開発していない。

4.4 第二に、この章では、報告企業が開示の目的適合性に関して判断を下すのに役立つ方法を提案している。目的適合性のある開示を、キャッシュ・フローの見通し⁷についての利用者の評価を重要性のある金額で変化させる可能性のある情報として記述している。キャッシュ・フローに与える影響という概念は算術的な用語で記述されているが、当審議会は、計算を求めることは考えていない。キャッシュ・フローの見通しが利用者の評価に与える影響の規模は、定量化できない。さらに、この思考プロセスは、キャッシュ・フローの見通しを評価できる方法という観点から記述されているが、利用者が何を行うのかを複製することを意図したものではない。

報告企業の決定の基本的要件

⁶ 米国最高裁判所は、少なくとも2つの判決において重要性を解釈しており、報告企業はその解釈に従わなければならない。概念書第8号における記述は異なっているため、当審議会はそれを変更する必要があるかもしれない。しかし、それは、このコメント募集の範囲を超えるものである。

⁷ 第2.9項で議論したとおり、「キャッシュ・フローの見通し」という語句は、もっと長くて複雑な構文を避けるための便宜として使用されている。

4.5 情報は、報告企業への資源の提供に関する利用者の意思決定に相違を生じさせる可能性がある場合には、開示すべきである。ある開示が利用者の意思決定に相違を生じさせる可能性があるのは、資本投資、貸付金、又は企業への他の財務持分からのキャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価に影響を与える場合である。利用者の意思決定は、キャッシュ・フローの見通しについての彼らの評価が大きく変動する場合には、変化する可能性がある。したがって、報告企業は、キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価を重要性のある金額で変化させることになる場合には、開示を提供すべきである。

4.6 これらの記載（概念書第8号のQC6項における目的適合性の定義を、注記での情報にどのように適用するのかを説明している）には、実務的な含意がある。

4.7 第一に、あるトピックに開示のリストが含まれている場合、報告企業は、関連する科目（又は他の事象又は状況）に重要性があるときには自動的にすべてのリストを含めるのではなく、それぞれの開示の目的適合性を評価すべきである。報告企業は、各自の状況において目的適合性がある開示のみを提供すべきである。あるトピックに例挙されている開示のうち目的適合性があると判断されるものが、一部である場合も全部である場合もあり、全くない場合もあり得る。

4.8 第二に、重要性は誤謬又は脱漏の内容及び規模に関連するものと一般的に認識されており、同じことは開示の目的適合性にも当てはまる。しかし、定量的に（規模の観点で）考える方が、定性的に（内容の観点で）考えるよりもずっと容易である。これは、注記における情報の目的適合性の評価は本来的に難しいことを意味する。その情報の多くが定量的ではなく定性的なものだからである。注記における情報が定量的な場合であっても、純利益、純資産、又は他の指標（重要性を判断する際に、誤謬又は脱漏と比較し得る）への金額的影響がない場合がある。

4.9 幸い、重要性は純利益又は他の指標の観点では定義されていない。指標に与える影響は、将来キャッシュ・フローの見通しの評価に与える影響の大まかな代理指標である。したがって、開示の目的適合性を評価する際に、報告企業は情報が将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価にどのように影響を与えるのかを検討する必要がある。この章では、それをどのように行えるのかに関するいくつかの一般的な考えを提供する。

4.10 多くの場合、注記での開示を検討する情報の項目に目的適合性があるのかどうかは明確ではないであろう。境界線上の場合にのみ、困難となる可能性のある判断を下すことが必要となり、これらの判断についての保守的なアプローチ（目的適合性がある可能性もない可能性もある開示を提供することによる）をとることへの禁止はない。

財務諸表注記での開示を検討するために大きさを使用

4.11 特定の開示の目的適合性に関する意思決定の中には、財務諸表上のある項目の重

要性にのみ関連するものがある。例えば、ある項目が財務諸表で何を表していたのかに関する記述⁸は、その項目に重要性があり、記述をしないとその情報が明確でない場合には、提供すべきである。同様に、重要性のある項目に関する会計方針は、代替的方法がある場合又は変更があった場合には開示すべきである⁹。

4.12 しかし、多くの開示の目的適合性は、財務諸表の本体上のある項目の大きさに直接関連するものではない。例えば、測定の不確実性及び将来の価値変動に対する感応度¹⁰に関する情報の目的適合性を左右するのは、その不確実性又は生じ得る将来の変動であり、現在報告されている当該項目の大きさではない。他の事象及び状況¹¹に関連するすべての開示は、キャッシュ・フローへの潜在的な将来の影響を示唆している。

4.13 この章で議論しているアプローチは、ある情報項目がキャッシュ・フローの見通しに関する利用者の評価に与える潜在的な影響に焦点を当てている。その基本的な前提は、利用者の意思決定が変化するのはキャッシュ・フローの見通しに関する利用者の評価が大きく変化する場合であるというものである。

4.14 日常的な事業上の事項及び取引や既存の経済状況に関して十分な情報を得ている利用者は、その企業への投資¹²からの将来キャッシュ・フローの見通しに関する当初の予想の形成に、その知識及び報告企業の財務諸表本体上の情報を利用できる。この議論の目的上、その当初予想をキャッシュ・フローの見通しの「ベースライン評価」と呼ぶ。

4.15 ベースライン評価は、合理的に十分な情報を得ている利用者が、何を特定の項目の通常の日常的な特徴と想定するのかを基礎とすることになる。例えば、十分な情報を得ている利用者は、特定の業種での売上及び売掛金の通常の日常的な契約条件を知っていると期待できる。通常の日常的な条件は、ベースライン評価のためのインプットとなる。

4.16 ベースライン評価はおそらく、財務諸表注記での情報の検討を含んだ掘り下げた評価とは異なる（もしかすると非常に異なる）であろう。例えば、企業の財務諸表で報告された売上又は売掛金の契約条件が、十分な情報を得ている利用者が予想するような通常の日常的な条件ではない場合には、実際の契約条件に関する情報の開示の目的適合性を検討することになる。こうした条件に関する知識がキャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価を大きく変更することになる場合には、その条件は目的適合性があり開示す

⁸ Chapter 2, Questions L1–L4 参照。

⁹ Chapter 2, Questions L10–L13 参照。

¹⁰ Chapter 2, Questions L11 and L14–L16 参照。

¹¹ Chapter 2, Questions O1–O7 参照。

¹² 「投資」という用語は、資本金又は負債性金融商品、貸付金、又は他の信与の形態で企業に提供される資源を指している。「将来キャッシュ・フローの見通し」という用語は、投資の返還及び投資に対するリターンの可能性を指す（キャッシュ・フローが企業から生じるのか、投資者がその投資を売却する可能性のある他の市場参加者から生じるのかに関係なく）。

べきである。

4.17 開示の目的適合性に関する判断は、適用される各トピックで当審議会が設定した要求事項から始まる。要求された情報に目的適合性がある場合には、開示が適用される。単独で又は他の関連する情報との組合せで、キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価に重要性のある金額で影響を与える場合には、情報に目的適合性がある。

4.18 例えば、認識される資産を生じる権利の付いた契約は、非日常的な契約条件を有する可能性がある。発動された場合、当該条件のない類似の契約と重要な金額で相違するキャッシュ・フローの結果を生じる可能性がある。その非日常的な条件について知識のある合理的な利用者と知識のない利用者がキャッシュ・フローの見通しを評価する方法は、異なる可能性がある¹³。したがって、その条件の存在が財務諸表の本体上の情報から見分けられない場合には、開示の目的上、目的適合性がある可能性がある。

4.19 要約すると、以下がこの議論の基礎を形成する 3 つの主要な点である。

- a. 注記での情報は、利用者が財務諸表本体上の情報しか有していないとした場合に行う可能性があるキャッシュ・フローの見通しに関するベースライン評価への増分として考えられる。
- b. ベースライン評価は、反対の情報がない場合に合理的な利用者がおそらく行うであろう仮定に基づくことになる。例えば、
 - (1) 売上は、別の条件が開示されていない限りは、独立第三者間条件によるものであり最終的なものとおそらく仮定されるであろう。合理的な人物でも、顧客の返品権又は 1 名若しくは数名の顧客への売上の集中に関する仮定を行えない可能性がある。
 - (2) 金融商品は、組込デリバティブ又は他の異常な条件の存在が開示されていない限り、そうした条件がないものとおそらく仮定されるであろう。
 - (3) 資産の利用は、制約の存在が開示されていない限り、制約がないものとおそらく仮定されるであろう。
- c. 開示は、将来キャッシュ・フローの見通しについての利用者の評価を重要性のある金額で変化させると見込まれる場合には、目的適合性があると考えられる。

4.20 一つの考えられる実務上の便法は、比率又は他の指標（企業間及び各期間での業績を比較する素早い方法を提供する）に反映される将来キャッシュ・フローの見通しにつ

¹³ Would という単語ではなく Could という単語の使用に関する説明については 4.22 項参照。

いて考えることであるかもしれない。特定の企業にとって最も目的適合性のある比率及び他の指標は、次のものにより異なる。(a) 企業が営業を営む業種又は事業、(b) 企業自身の財務状況及び業績、及び(c) 他の要因である。多くの報告企業は、財務諸表の利用者が最も目的適合性があると考えられる主要な比率及び指標について合理的な理解を有している。その場合には、これらの指標は利用者にとっての開示の目的適合性に関して考えるための良いツールであるかもしれない。

4.21 言い換えると、特定の開示が主要な指標に関する利用者の解釈に影響を与える方法は、キャッシュ・フローの見通しに関する評価に与える影響の適切な代用となる場合があるかもしれない。しかし、目的適合性があると報告企業が判断している情報は、たとえ主要な指標のどれにも影響を与えない場合でも、開示すべきである。

確率（不確実性）及び時期（割引）

4.22 4.18 項では「would」（であろう）ではなく「could」（可能性がある）という用語を使用している。大きさ以外にも検討すべき 2 つの要因、すなわち、確率と時期があるからである。具体的な開示を提供するかどうかに関するいくつかの決定のために、報告企業は、将来の事象又は状況の変化の確率及び時期を検討することが必要となる。(4.11 項では、将来キャッシュ・フローへの影響の確率及び時期に影響を受けない開示の種類を記述している。)

4.23 将来キャッシュ・フローに重要な影響を与える可能性のある将来の事象又は状況の変化の確率が十分に低い場合には、利用者は、意思決定に相違を生じさせるのに十分なほどベースライン評価を変更しないかもしれない。同様に、将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えない潜在的な事象又は状況の変化が遠い将来のことであるために、利用者の意思決定を変更することにはならない場合がある。

4.24 この確率及び時期に関する議論が示唆しているのは、開示の目的適合性に関する報告企業の意思決定は、確率加重値（考え得る大きさにそれぞれの大きさの確率を乗じたものの仮想的合計）の大まかな概算を指針とすることができるということである。その合計が重要性のある額であれば、開示に目的適合性があると考えられる。しかし、実務的な問題としては、企業は精密な算術的計算を（仮にできるとしても）稀にしか行えない。確率加重値の概念は、思考を構築するための方法としてのみ提案されている。

4.25 思考の方法を例示するのに役立つかもしれない、いくつかの明白な目的適合性の意思決定は、次のとおりである。

- a. 将来キャッシュ・フローに影響を与える確率が非常に低いという評価は、考え得る大きさが非常に高いものである場合を除き、一般的には開示が要求されないことを意味するであろう。

- b. 考え得る影響の大きさは重要性のない金額であろうという評価も、開示が要求されないことを意味するであろう（確率に関係なく）。
- c. 影響が極めて大きいという評価は、その確率がほとんど無視できるものである場合を除いて、開示が必要となるであろう。
- d. 重要性のある大きさの影響の確率が非常に高いという評価は、開示が必要となるであろう。

4.26 割引は、技術的には適用可能であるが、本来的な不正確さのため一般的には考慮されない。しかし、境界線上のケースでは、割引が多少は有用かもしれない。例えば、問題となる影響が長期間にわたり発生の可能性がなく、大きさに確率を乗じたものが重要性の閾値の下限に近いと判断される場合には、割引の考慮が開示の除外に役立つかもしれない。

4.27 割引が報告企業的意思決定に相違を生じる可能性が高いと思われる場合には、合理的なアプローチは、例えば、低リスクの政府融資に係る割引率を使用することであろう。提案される割引率はいずれも、目的適合性のある情報の省略につながる可能性は低いであろう。投資者はおそらく彼らの評価においてそれより低い割引率を使用しないからである¹⁴。確かに、利益マージン又は不確実性のディスカウント又はプレミアムを含める必要はないであろう。概念上の結果は公正価値ではなく、そうする意図もないからである。

4.28 繰り返すと、割引の考慮が重要となることはさほど多くはないであろう。考慮される影響は概念的なものであり、見積りが精密にはならないからである。しかし、極端なケースでは、時期が重大な相違を生じる可能性がある。

開示の目的適合性に関する決定に与える他の影響

4.29 以下は、不必要な開示を除外とした場合に、目的適合性を判断する方法以外に対処しなければならない事項である。

- a. 報告企業の開示の決定における監査人、規制機関、及び法律顧問の役割
- b. 開示を再検討なしに過去の年度から繰り越すという実務
- c. 単独で考えた場合には利用者の決定に重大な影響を与えない個々の開示が、一緒に考えた場合にはもっと重大かもしれないという可能性
- d. あるトピックに関する情報のうち、報告企業が目的適合性があると判断しているが、当該トピックに関する開示のリストに含まれていない情報を、報告

¹⁴ 企業が開示は必要だと決定する場合に、使用する割引率の選択により開示の内容を変えることにはならない。これは、開示を行うのかどうかの判断にのみ役立つ。

企業が開示することを要求すべきかどうか

4.30 4.31 から 4.37 項は、当審議会、報告企業、及び財務報告プロセスへの他の参加者が開示の有効性を高めるために検討しなければならない問題を提示し、論点を提起している。ほとんどの場合、考え得る回答又は解決策の範囲はまだ明確ではない。

監査人、規制機関、及び法律顧問

4.31 監査事務所、規制機関、及び法律顧問が、個々の開示に関する報告企業の意味決定に重大な影響力を持ち得ることは明白である。監査人及び規制機関による開示チェックリストの機械的な使用が、不必要な開示の分量を生じる重大な要因となっていると指摘されてきた。質問又はコメントへの報告企業の最も便宜的な（また潜在的に最もリスクが低い）対応は、多くの場合、開示の追加であろう。経営者がその情報は目的適合性がないと考える場合であっても、法律顧問が、重要性のある事実を省略するというリスクを排除するために開示を追加するよう企業に助言するのは無理からぬことである。

4.32 開示を不必要だと批判する監査人及び規制機関は、おそらくあまりいない（仮にいても）。当審議会が、個々の開示の目的適合性について意思決定を行うよう報告企業に要求すると決定する場合に、問題となるのは、監査人又は規制機関は、目的適合性がないと判断する開示を含めることに反対するかどうか又はそうすべきかどうかである。

過去の期間からの開示

4.33 過年度の財務諸表からの開示が、再検討なしに持ち越されることが多い。その開示が、解決された未確定事項又は偶発事象や、表示される直近期間に係る財務諸表にない取引又は残高に関するものである場合には、当該開示はおそらくもはや必要ではない。

4.34 これよりも明白でない質問も、当審議会及び報告企業が検討すべきである。例えば、過年度の財務諸表上の金額に関する測定の不確実性を記述することは必要か。必要だとすれば、その開示の目的は何か。同様に、直近の報告期間以外の期間における金額の変動に対する感応度に関する開示の必要性はあるのか。こうした質問に対する回答には一般的な合意はないかもしれない。

他の開示と一緒にした場合にのみ目的適合性がある開示

4.35 個々の開示のグループが、個別に検討した場合には目的適合性がないが、グループとして検討した場合には目的適合性があるという可能性が存在する。平たく言うと、全体像の目的適合性が、各部分の目的適合性の合計よりも大きくなる場合がある。これまで、これらの状況に関する例は示されていないが、もしそれが生じ得るとすれば、報告企業は、その特徴を有する開示をどのように探すことになるであろうか。

開示要求で定められていないが目的適合性のある情報

4.36 別の可能性として、報告企業が財務諸表の利用者にとって目的適合性がある情報を認識しているが、それが開示要求では定められていないという可能性がある。理想としては、当審議会は、その問題が生じないようにするのに十分に包括的な要求事項を設定することになる。財務諸表が誤解を招くものとなることを防ぐために必要な他の情報を開示するという要求を各トピックに追加することが必要であろうか¹⁵。

4.37 このような要求事項は、報告企業が準拠するには難しすぎるものであろうか。事後的判断では目的適合性があると判断される情報を開示しなかったことに対する責任に企業を晒すことになるであろうか。

回答者に対する質問

質問 9： 本章では、判断に対する目的を明確化することにより、開示の目的適合性に関する判断に対するベンチマークの提供を試みている。このアプローチの記述は、理解可能となるのに十分なほど明確か。そうでない場合、どのような点が明確でないのか。

質問 10： このアプローチ（又は、判断に対する目的の記述を含む何らかのアプローチ）は、目的適合性のある開示を識別するのに役立ち得るか。役立つとした場合、それを改善するためにどのようなことを行うことが可能か。役立たないとした場合、より適切な代替案はあるか。記述されたアプローチにはどのような障害がある（もしあれば）と考えるか。

質問 11： 報告企業は、どの開示を提供するのかに関する自らの判断の理由を文書化することが必要となるであろう。報告企業はどのように自らの開示の決定の理由を文書化することになるか。また、監査人は当該決定をどのように監査することになるか。

回答者への要望

当審議会は、回答者に、過年度の財務諸表における注記の一部又は全部にそれを適用することにより、本章における考え得るガイダンスの実行可能性、及び開示の有効性を改善する可能性の評価を支援するよう求めている。できる限り具体的に、そのテストの結果に関する情報を提供していただきたい。

¹⁵ 現在、SEC 登録企業は、「要求された記載が誤解を招かないようにするのに必要となる可能性があるようなさらに重要性がある情報（もしあれば）」を含めるという一般的な要求事項（SEC Rule 12b-20）の対象となっている。

第5章—様式及び構成

イントロダクション

5.1 注記の様式と構造についての最も頻繁な批判として、次のようなものがある。

- a. 開示が決まり文句となっていて、目的適合性のある情報を提供していない。
- b. 特定の事象又は取引に関する情報をつなぎ合わせるのが困難である。
- c. 開示と財務諸表との関係を理解するのが困難である。
- d. 最も目的適合性のある開示を識別するのが困難である。

5.2 明確で簡潔でよく整理された注記は、利用者が必要な情報を探して理解する能力を大幅に向上させることができる。この章では、いくつかの提案を示す。

様式

開示は企業固有とすべきである

5.3 財務諸表注記は、会計基準の要求事項から直接抜き出した語句を含んでいたり、変更せずに何年間も持ち越せるような一般的な方法で書かれていたりすることが多い。そのような種類の注記は、開示要求の厳格な解釈に準拠しているかもしれないが、特に有用なものではないことが多い。

5.4 例えば、「当社は、この金額に至る際に一定の判断と仮定を行った」などの記載は、一組の財務諸表において多くの科目に適用できるが、特に有用なものではない。その情報に目的適合性がある場合には、報告企業は次のことを説明すべきである。行った判断及び仮定、報告されている金額のうちどれだけがその判断や仮定の影響を受けたのか、その判断や仮定を使用することによる測定の不確実性である。

開示は共通の基準点を持つべきである

5.5 共通の基準点（すなわち、共通の期間間隔、共通の分解のレベル、及び不確実性の影響の記述についての共通の方法）を用いて開示が提供される場合には、キャッシュ・フローの見通しに与える影響を一つにまとめて理解することがより容易になる。

5.6 例えば、満期スケジュールが開示されていて、これらの開示についての期間間隔が規定されていない場合には、共通の期間間隔を使用してこれらの満期を示すことにより、利用者がこれらの開示をより容易にまとめることができるようになる。

5.7 別の例として、特定の経済状況が企業の事業の一部に与える影響を企業が開示す

る場合がある。ある開示では特定の状況が一事業部門に与える影響を記述するが、別の開示では地理的領域に与える影響を記述する場合には、これらの情報の断片を一つにまとめるのは困難となる。しかし、特定の地理的領域に影響を与える状況を、その地域で事業を行う特定のセグメントに関連付ければ、その関連付けにより、将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性がある状況の多くを理解するための共通の基準点を利用者に提供することになる。

5.8 共通の基準点を報告企業が必ずしも使用しない理由の一部は、開示要求は当審議会がプロジェクトごとに設定しているからである。例えば、感応度についてのさまざまな開示が、コード化体系においてさまざまな資産及び負債に対して求められている。要求事項の設定についての当審議会のアプローチは、この改善の提案が適切に実行できるのかどうかにおいて役割を果たすことになる。

注記の理解可能性の強化

5.9 財務諸表の注記を作成する際に次のツールを使用することにより、提供される情報の理解可能性及び関連性を増すことになる。

- a. 表
- b. 見出し
- c. 相互参照
- d. 強調

表

5.10 報告企業は、大量の数値情報又は次のような他の統一的な情報を表示するために、説明的記述ではなく表を使用することを検討すべきである。

- a. ロールフォワード
- b. 満期のスケジュール
- c. 財務諸表からの金額の分解
- d. 算式へのインプット
- e. 複数の類似の取決めの詳細又は複数の類似の取引の詳細

見出し

5.11 注記には通常、その内容を説明する見出しがある。小見出しも、明らかに異なる

種類の情報を含む注記の中では有用である可能性がある。例えば、偶発損失を記述している注記は、複数の事項を扱うことが多いため、小見出しにより具体的な事項を見つけやすくなるであろう。同様に、保険に関連する項目に関する注記に、保険金、新契約費、再保険及び他の事項についての小見出しがあれば、利用者はおそらく具体的な情報をより容易に発見することができる。

相互参照

5.12 利用者は、財務諸表の科目からの注記への参照は非常に有用だと述べてきた。それらは注記に対する部分的な目次として機能するからである。

5.13 注記から科目への参照も有用となる可能性がある（特に、どの科目が注記で説明されている取引及び残高を含んでいるのかが明らかでない場合）。例えば、損益計算書に偶発負債に係る独立科目がない場合には、利用者は、どの科目が注記で説明されている損失を含んでいるのか判断できないおそれがある。そうした性質の損失は、おそらく経常的な費用とは異なる形で利用者の意思決定に影響を与えるので、参照は将来の期間における純利益に関する予想を形成する際に有用となり得る。

5.14 ある注記から別の注記への参照も有用となる可能性がある。例えば、ある注記には投資の詳細なリストがあり、別の注記には公正価値の議論がある場合、相互参照により時間を節約できる。

情報の強調

5.15 より目的適合性のある情報又は過年度と異なる情報を注記において強調することは、利用者が見落とすか又は少なくとも簡単に発見できないおそれのある点に焦点を当てるのに役立つ可能性がある。企業が項目を強調できる方法はいくつかある。一つの方法は、それぞれの注記をその注記の中で最も「ニュース価値のある」議論から開始することであろう。さまざまな文字のスタイル又はサイズを使用することは、もう一つの可能性である。

5.16 情報を強調するための別の方法として、企業が財務諸表注記を要約で開始し、そこで年度中に発生した最もニュース価値のある事象又は取引の一部を識別し、これらの事象又は取引に関する詳細な情報を含んでいる注記を示すことも考えられる。

回答者に対する質問

質問 12： 様式に対する提案のいずれかが、注記での開示の有効性を改善することになるか。改善するとすれば、どの提案か。改善しないとすれば、なぜ改善にならないのか。

質問 13： 何か他の可能性を検討すべきか。

構成

5.17 以下は、財務諸表の注記の構成（構造及び順序）に関する批判である。

- a. 密接に関連した事項が必ずしも同じ注記又は連続した注記に含まれていない。
- b. 特定の資産、負債、収益、又は費用に関する開示が、別の注記にある場合がある。
- c. 関連しない項目が、単にそれらが同じ会計トピックの中で扱われているというための理由で、同じ注記に含まれている。
- d. 注記の順序が必ずしも合理的ではない。
- e. 注記の順序が、情報の目的適合性に関して何も示唆を与えていない。

5.18 次のような一般的な可能性が、財務諸表の注記の構成の改善のために提案されてきた。

- a. すべての企業に対して特定の順序を定めて、利用者がどこで情報を探すべきかが分かるようにする。
- b. 柔軟性を認め、報告企業が順序を決定するのに役立つ適用ガイダンス（又はアドバイス）を提供する。

5.19 標準化により整合性がもたらされるであろうが、他方、柔軟性のあるアプローチは、事象及び取引がどのように企業に影響を与えたのか及び与える可能性があるのかを企業が効果的に伝達できるようになるという便益がある。

標準的な順序の特定

5.20 US GAAP は、注記を特定の順序で表示することを要求していないが、会計方針を最初の注記で記述すべきだという推奨がある。会計方針の後には、貸借対照表上の順序で資産及び負債に関する注記が続くことが多い。最近のガイダンスで要求している注記及び偶発事象やセグメント情報などの他の注記は、最後に現れることが多い。しかし、これらは単なる一般化であり、首尾一貫した実務ではない。

5.21 国際財務報告基準（IFRSs）にも厳格な要求はないが、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 114 項では、企業は通常、注記を次の順序で表示すると記載している。

- a. IFRS に準拠している旨の記述
- b. 適用している重要な会計方針の要約

- c. 財政状態計算書、包括利益計算書、分離した損益計算書（表示する場合）、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に表示した項目についての裏付けとなる情報（各計算書及び各表示科目が表示されている順序で）
- d. その他の開示事項（次の項目を含む）
 - (1) 偶発負債及び未認識の契約上のコミットメント
 - (2) 非財務的な開示事項、例えば、企業の財務リスク管理の目標及び方針

5.22 以下は、順序についての他の理論的な可能性である。

- a. 企業全体に関する開示
- b. 財務諸表に広範な影響を与えたか又は与えるであろう取引又は事象に関する開示
- c. 財務諸表上の科目に関する開示を財政状態計算書に現れる順序で記載し、その後には損益計算書に関する開示を続ける
- d. 基本的財務諸表に認識されていない項目に関する開示
- e. 会計方針

5.23 前項の順序は、利用者が最も目的適合性があると述べた情報に関するコメントと整合する。

適用ガイダンスを伴った柔軟性

5.24 利用者は当審議会に、注記において関連情報を何かの方法で関連付ける必要があると述べてきた。現在は、キャッシュ・フローの見通しを評価する際に一緒に考慮しなければならない関連情報が別々の注記に含まれている。

5.25 一つの可能性のある改善は、関連する情報をグループ化することであろう。以下は、企業が開示の一部をどのようにグループ化できるのかに関する3つの例である。

- a. 企業が、のれん及び無形資産を生み出し、負債を増加させる取得を行う。企業は、取得、のれん及び無形資産、及び負債に関する開示を同じ注記の中に置くか、又は個々の注記を連続して表示することが考えられる。
- b. 製造企業が原材料の将来の購入をヘッジする。企業は、必要とする材料を取得する際に軽微な困難を経験し、将来にはもっと大きな困難を経験する可能性がある。企業は、棚卸資産に関する開示、棚卸資産のヘッジとして指定したデリバティブ、及び潜在的な供給の問題のリスクを同じ注記に置くことが

考えられる。

- c. 企業が、3つの異なる方法で工場と設備の使用を獲得する。一部の物件を購入するために長期負債を発行し、キャピタル・リースで一部の物件をリース（資産と長期負債の両方を認識することになる）し、オペレーティング・リースで一部の物件をリースする。企業は、工場と設備に関する情報、オペレーティング・リースとキャピタル・リースに関する情報、及び長期負債に関する情報を含んだ単一の注記を開示するか、又は個々の注記を一緒にグループ化することができる。

5.26 すべての企業が同じセットの関連情報を有するわけではない。また、情報のうちの一つの項目が、互いに関連していない複数の他の項目に関連している場合がある。一例は、5.25(b)項で言及している棚卸資産のヘッジである。一部の利用者は、棚卸資産のヘッジとして指定したデリバティブを棚卸資産に関連しない他のデリバティブ商品と一緒に議論することを望ましいと考えるかもしれない。各企業は、各自の財務諸表において項目をグループ化するための最善の方法を決定する必要がある。

グループ化された情報の順序

5.27 関連情報をグループ化した後に、財務諸表の注記をさらに整理するための一つの方法は、最も目的適合性がある順序でグループを配列することであろう。これは、最も目的適合性のある情報が最初に来るべきだと考える利用者に対応することになる。しかし、何が最も目的適合性があるのかに関して、利用者の意見は必ずしも一致していない。

5.28 一部の人は、財務諸表注記は利用者にとっての目的適合性に従って配列されるべきだと言うであろう。しかし、その次の質問は、「どの利用者にとってなのか」になる。一つの選択肢は、経営者が、最も一般的な利用者の種類を識別し、それに応じて財務諸表の注記を配列することであろう。

5.29 別の方法は、企業の経営者が最も目的適合性があると考え順序でグループを配列することであろう。その順序は、利用者が最も適合性があると考えもの正確に同じにはならないかもしれないが、利用者が最も目的適合性があると考えものと合理的に整合する可能性が高いであろう。

5.30 経営者の見解に依拠することに違和感を持つ人々もいるかもしれない。しかし、これは情報の順序に関する決定であり、情報を含めるのかどうかではない。利用者は、経営者の観点によって情報を失うことにはならない。これにより、より良好なコミュニケーションが促進されることが期待される。また、経営者がどの情報を最も目的適合性があると考えているのかの理解は、有益な情報となるかもしれない。

5.31 関連情報をグループ化し、目的適合性が高い順序で表示することになると、各企業による注記の順序は異なることになり、具体的な情報を探すことが困難になるおそれがある。また、財務諸表注記の外観を変更することにもなる。いくつかの考えられる変更には、次のものが含まれる。

- a. これまで単一の注記にあったデリバティブに関する情報を、企業がデリバティブを保有している理由に応じて、いくつかの注記に分解することが考えられる（例えば、棚卸資産のヘッジは棚卸資産の注記、金利ヘッジは負債の注記、投機的なデリバティブは別個の注記で）。
- b. 公正価値に関する情報を、単一の注記ではなく、公正価値で測定される項目に関する注記に含めることが考えられる。
- c. グループ化及び順序を、関連性及び目的適合性のレベルが変化することにより、期ごとに変えることが考えられる。
- d. 開示の要件を満たす会計方針を、その方針が適用されている項目と同じ注記の中で説明する。

その他のアプローチ

5.32 一部の人は、財務諸表注記を、営業、投資、及び財務の分類に基づいて構成すべきだと提案してきた。これは、状況によっては理論的で有用に見えるであろう。しかし、これは以下の懸念を生じさせる。

- a. これらの分類は、財政状態計算書及び包括利益計算書については定義されていない。
- b. 一部の開示は分類を横断するものとなるであろう（例えば、購入した有形固定資産は投資項目、オペレーティング・リースは営業項目、キャピタル・リースは財務項目である）。
- c. 一部の企業については、最も目的適合性のある開示は、投資又は財務カテゴリーの一部である場合がある。最も目的適合性のある情報を注記の最初の方へ移すことができなくなる。

回答者に対する質問
質問 14： 財務諸表注記の構成について提案されている方法のいずれかが、開示の有効性を改善するか。
質問 15： 情報を財務諸表注記で構成する別の方法があるか。

第 6 章-期中財務報告に係る開示

イントロダクション

6.1 この章における議論は、Form 10-Q（簡略化された注記を伴う要約財務諸表のセットを含む）の提出を求められる SEC 登録企業を対象としたものである。また、非公開企業が Form 10-Q に係る要求事項に従って期中財務諸表を発行している場合には、非公開企業にも当てはまる。

背景

6.2 SEC の要求事項及びコード化体系における要求事項は、期中財務諸表は独立した報告期間ではなく、次の年次報告期間の不可欠の一部であるという前提に基づいている。付録 B は、これらの及び他の期中要求事項の要約を提供している。注記に関する SEC の要求事項は、非常に概括的なもので、期中財務諸表の目的は前期の年次財務諸表から情報を更新することであるという一般的な原則に基づいている。

6.3 開示フレームワークのプロジェクトの目的は、開示の有効性を向上させることであり、プロジェクトの範囲は財務諸表注記の範囲を超えない。期中報告は、開示だけではなく、表示、認識、及び測定から構成される。期中報告全体の変更により、開示の有効性を改善できる可能性はあるが、この章における議論が焦点を当てるのは、期中財務諸表の注記における開示のみである。

6.4 当審議会は、期中財務報告の注記に関連する既存の要求事項及び実務についての 2 つの基本的な批判に対処するための方法を模索している。両方の批判に対処することは、それらが互いに直接相反するものであるため、特に困難となる。

期中財務報告についての批判

6.5 一方では、期中財務諸表の利用者、特に株式投資者及び投資アドバイザーは、期中財務諸表における情報は十分でなく彼らのニーズを満たしていないと述べてきた。投資者は、年次報告書からの情報、関連するプレスリリース、経営者が提供する他の情報を利用して意思決定を行うのと同じ意思決定を一年を通して行っている。

6.6 他方、期中財務諸表の発行者は、期中財務報告の期限は年次財務報告書の期限よりも短いため、年次財務諸表と同じくらい完全な期中財務諸表を提供することは不可能であると述べてきた。実際に、多くの人々は、既存の要求事項に準拠するための情報の収集及び作成は、誤謬や脱漏のリスクが許容し難いほど高くなる範囲まで彼らの処理能力をぎりぎりまで要求していると述べている。

- 6.7 以下の前提は、この章における残りの議論の基礎となるものである。
- a. 投資者は、購入、売却、又は保有に関して一年中意思決定を行う。
 - b. 期中報告期間は、年次報告期間の不可欠の一部である。
 - c. 期中財務諸表は、前期の年次財務諸表の更新である。
 - d. 期中報告書の提出期限は年次報告書の期限よりも短いので、開示の提供のための報告企業の処理能力は限定的となる。

批判への対処

6.8 期中財務諸表における開示の総量は増大しており、一部の報告企業はほとんど処理できないほどであると考えている。さまざまなトピックに関連した期中報告期間に係る現行の開示要求は質と分量が不均等である。最近公表された会計更新書におけるガイダンスは全般的に、期中報告に係る開示を求める分量が多くなっている。最近検討されていないトピックは、非常に重要と考えられる開示を省略している可能性がある。この論点に対処するための複数の可能性がある。

年次の開示にならった期中報告に係る開示

6.9 一つの可能性は、年次財務諸表で提供するのと同じ開示のすべてを、期中財務諸表において要求することであろう。しかし、それは多くの理由で不適切であろう。

6.10 年次報告期間と同じ注記のセットを期中報告期間に作成することは、報告期間がより短いため、実行可能ではない。少なくとも、一部の投資者は当審議会に、追加的な開示よりも適時性を高く評価すると述べてきた。

6.11 年次財務諸表と期中財務諸表との開示の相違は、単に期中報告の期限の長さだけによるものではない。期中報告期間は年次報告期間の不可欠の部分だと考えられているため、異なる開示が期中報告日において必要とされる。これは、報告される金額の多くが見積られた年次の金額の配分であることを意味している。また、見積りが期中報告期間に使用されていることも理解されており、そのため、報告される金額は、年次報告期間とは異なる方法で決定されている。利用者は、報告企業が期中報告日と年度末の報告日とで特定の項目の測定がどのように異なるのかに関する開示を期中財務諸表において必要とする。

6.12 会計処理が期中報告期間では異なるために、期中報告期間では行われていない定量的な開示があると予想する人もいるであろう¹⁶。ある項目が必ずしも年度末と同じ方法で期中報告日に測定されていない場合には、測定に関する開示は同じにはならないであろう。

¹⁶ 期中報告ガイダンスの議論については付録 B 参照。

例えば、年金の数理計算上の評価は、期中報告日では求められていない。年金制度に関して求められる開示の一部は、評価が実施されていないと提供できない。

6.13 最後に、期中報告書は、直近の年次報告書以後の変動を強調する要約したアップデートを提供する。期中報告書における開示が年次報告書における開示と同じように広範であったとすれば、重大な変動の識別はもっと困難かもしれない。

期中財務報告に係る開示要求の設定についての当審議会のフレームワーク

6.14 US GAAP における注記報告の現在の内容により、一部の人々は、期中報告については削減された最小限の開示要求のセットが適切だと述べている。しかし、当審議会が現在これらの要求事項を設定している方法は満足のものではない。意思決定のフレームワークがないため、期中財務報告に係る開示要求は場当たりの的に設定されている。

6.15 以下の方法は、期中報告期間に係る要求事項の設定に使用できるであろう。

- a. 期中報告書に適合するように年次の開示要求を修正する。
- b. 期中報告書に係る開示要求を設定するための意思決定用の質問のセットを開発する。

6.16 どちらの代替案も、次のことを可能にすることが必要となる。

- a. トピックごとの整合性
- b. 期中報告書の要約した性質との整合性（例えば、要約財務諸表で合算されたすべての科目の分解は、要約財務諸表を認めることの目的を覆すことになる）
- c. 期中報告書に対する認識及び測定の間違ひについての検討（6.12 項参照）。

年次開示の要求事項の修正

6.17 当審議会が期中報告期間に対する開示要求を年次の開示要求に基づくものとした場合には、これらの年次の開示が期中報告書において有用となる状況を決定するための原則を開発することが必要となるであろう。原則の一部は、以下に類似するものとなるであろう。

- a. 次のような場合には、期中報告書において年次の開示を求めない。
 - (1) 利用者は、年次財務諸表（注記を含む）で報告された金額と比較した期中財務諸表における金額の変動に基づいて、又は合理的な利用者が年次の開示を読むことから予想するものに基づいて、目的適合性のあるデータの一点を容易に見積ることができる場合。

- (2) 開示される情報が、直近の年次報告書における開示からそれほど変わっていない場合。
- (3) その開示が、期中報告書とは異なる年次財務諸表の認識及び測定の要求事項に関連したものである場合。
- (4) その開示が期中財務諸表の要約された性質と整合しない場合。例えば、分解したりさらに詳細を提供したりするために役立つ年次の開示要求は、期中報告書は要約されるように設計されているという事実と矛盾するようと思われる。

b. 次のことが存在する場合には、年次報告書で行われていない開示を期中報告書において求める。

- (1) 期中報告書について年次報告書とは異なる代替的な認識、測定、配分、又は発生の要求事項がある。
- (2) 期中報告書において他の特有の状況がある。

6.18 期中報告の他の特有の側面に対処するために、他の原則が必要となる可能性がある。

期中報告に係る開示要求を設定するための別個の決定の質問

6.19 当審議会が、期中報告書に係る開示要求を設定するための意思決定用の質問のセットを開発する場合には、これらの質問の一部には次のものが含まれる可能性がある。

- a. 事業の内容により、期中報告期間においては異なる方法で反映される事業又は取引の側面があるか。
- b. 前年度末から当期の期中報告日までの変動のうち、明らかにするために開示しなければならないものがありそうか。
- c. 財務諸表が要約されていることにより、財務諸表上の金額について追加的な説明が必要とされるか。
- d. 前期の年次報告期間において報告されなかったが期中報告期間中に生じる事象又は状況がありそうか。
- e. 前期の年次財務諸表において報告された事象又は状況が大きく変動しそうか。
- f. 期中報告期間について求められる会計処理は、年次報告期間において求められるものと異なっているか。

6.20 期中報告書に対する開示要求はおそらく柔軟である必要があろう。期中の開示における柔軟性を認める方法に関する決定はおそらく、年次報告書での柔軟性に関する当審議会の最終的な決定により左右されるであろう。

期中報告期間の開示の決定に関する報告企業の意味決定プロセス

6.21 第 4 章で記述した意味決定プロセスは、修正なしには期中報告書について機能しないであろう。要約期中財務諸表をベースライン（第 4 章で記述したベースライン評価参照）として使用すると、年次報告書で求められる開示よりも多い開示となる可能性が高い。期中財務諸表における情報の方が少ないからである。

6.22 期中報告書における開示に対する決定プロセスは、2 つの異なる出発点を持つ可能性がある。当審議会は、報告企業に、年次財務諸表で要求される開示のリストから出発することを求めることが考えられ、期中報告期間について提供すべき開示のリストを設定することも考えられる。いずれの場合でも、意味決定プロセスは同様となる。

6.23 出発点が年次の開示である場合に、開示が次のようなものであるときは、期中報告については開示を除外することができる。

- a. 前期の年次の開示又は情報と重複する。
- b. 当期中の変動であるが、投資者が年次の開示又は要約注記財務諸表に基づいて予想したであろう形での変動である。

6.24 自動的に除外されない年次の開示の要求事項は、直近の年次財務諸表と注記及び期中財務諸表のセットからの推計又は予測により利用者の誤解を招くことになる場合には、期中財務諸表において提供される。

6.25 目的適合性を評価するためのプロセスは、ベースラインが異なることを除いては、第 4 章で記述されているものと同様であろう。第 4 章では、ベースライン評価は注記のない年次財務諸表を基礎としている。期中の開示の決定については、ベースライン評価は、前期の年次財務諸表及び注記を基礎とし、要約期中財務諸表の考慮のために調整される。

6.26 Regulation S-X Rule 10-01「期中財務諸表」はすでに、期中財務諸表が誤解を招くこと防いだり、重要性のある事象を強調するためにどの開示が必要とされるかを決定したりすることを企業に求めている。その考え方は、期中報告書の一部である開示に関するフレームワークの一部として織り込むことができるであろう。

6.27 意味決定プロセスは、トレンドに基づいて企業が何を予想したのかを利用者に伝える開示を除くことにより、前年度以降に企業が経験した最もニュース価値のある変動を含んだものとすべきである。

6.28 6.21 項から 6.27 項で記述したような意思決定プロセスを実行するために、報告企業は、開示統制に関する手続を確立し維持しなければならず、これはコストを要するであろう。しかし、企業がどのような場合に年次の開示を提供すべきなのかを決定しているのであれば、同様の種類のシステムが年次の開示の決定について必要となるであろう。したがって、期中報告を扱うためにそのシステムを拡張するための増分コストは、過大なものとはならないかもしれない。

回答者に対する質問

質問 16： 本章における可能性のいずれかが、期中財務諸表に係る開示の有効性を改善すると考えるか。

質問 17： 期中財務諸表に係る開示要求に関して決定を行う際に**当審議会**が使用するフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、当審議会が期中財務諸表に係る開示要求を設定する際にはどのような要因を検討すべきか。

質問 18： 期中財務諸表に係る開示を決定する際に**報告企業**が使用するためのフレームワークが期中報告の有効性を改善すると考える場合には、報告企業が期中財務諸表に係る開示要求を提供する際にどのような要因を検討すべきか。

質問 19： 期中財務諸表に係る開示を扱う当審議会、報告企業、又は両方についての開示の開発に関して、どのような障害があると思うか。

第7章—議論のためのその他の事項

7.1 この章では、次のことを含めて、開示に関するその他の事項を議論する。

- a. 会計方針の要約
- b. コスト及び帰結

会計方針の要約

7.2 利用者及び報告企業の両者とも、短期的な改善の有力候補として、会計方針の要約を識別した。

7.3 会計方針の要約を含む注記は、利用者が理解しているか又は別の方法で容易に発見できる方針を記述している場合がある。また、要約の多くは每期同じものであり、その一部は重要性のない項目を扱っているため、目的適合性がない。結果として、会計方針の要約に係る要求は、有用な情報を追加することなく、注記の分量を増加させている可能性がある。

7.4 235-10-50-3 項は、次のことを要求している。

会計方針の開示は、企業が従う会計方針及びこれらの原則を適用する方法を識別し記述しなければならない。これらは、財政状態、キャッシュ・フロー、又は営業の成果の判断に重要な影響を与えるものである。一般的に、開示は、収益の認識及び当期及び将来の期間への資産原価の配分に関する原則の適切性に関して重要な判断を含めなければならない。特に、次のいずれかを含む会計方針及び方法を含めなければならない。

- a. 既存の認められる代替的方法からの選択
- b. 企業が事業を営む業種に特有の原則及び方法（たとえ、そうした原則及び方法がその業種で圧倒的に準拠されている場合であっても）
- c. GAAP の異例な又は革新的な適用

7.5 方針の注記が APB 意見書第 22 号「会計方針の開示」（1972 年公表）の一部として求められていたことを考慮することは有用である。その当時、報告要求に関する情報は、今ほどアクセスしやすくはなかった。年次財務諸表は、多くの利用者にとって情報の主な源泉であった。情報は一般的に容易にアクセス可能でもなく、現在あるような量が入手可能でもなかったからである。したがって、各年度の注記で提供された会計方針に関する堅牢な開示は、利用者にとって有用なものであった。

会計方針の要約に対して考えられる変更

7.6 財務諸表の外に会計方針を移動すること（例えば、企業のウェブサイトへ）は、報告書の分量を削減する可能性があるが、その有効性は短期的には評価できないであろう。

7.7 第2章における質問 L10 と L11¹⁷に対して「Yes」という答えは、利用者が別の方法ではその方針を判断できない場合のみの会計方針の開示を示している。示される開示は、次のものを含んでいる。

a. 認められる¹⁸代替的方法がある場合。

(1) 適用される会計方針又は方法。

(2) 以下の場合の影響の大きさ。会計処理の方法が通常のものではない場合、読者が予想するのと反対の結果を生じる場合（例えば、後入先出法による棚卸資産原価）、又は財務諸表に劇的に影響を与えている場合である。

b. 報告企業が、報告要求が直接扱っていない取引又は事象を行ったか又は影響を受け、明らかに類似の取引又は事象がない場合には、その取引又は事象の内容及びそれらに適用されている会計処理の方法。

7.8 既存の要求事項を、質問 L10 及び L11 に示した情報に類似するもっと範囲の狭い要求事項で既存の要求事項を置き換えることは、目的適合性のある内容を損なわずに、財務諸表の注記の分量を削減できる可能性がある。

7.9 業種固有の会計方針が有用となることを示す意思決定用の質問はないが、これらの方針は、要約が提供すべき現行の要求事項における例として識別されている。

7.10 スタッフは、財務諸表注記の分量の相当の削減となるような短期的に対処できる他の既存の開示要求を識別できなかった。しかし、スタッフは、十分に開発された開示フレームワークがあれば、開示要求を再評価し削減できる余地があると考えている。

回答者に対する質問

質問 20: 会計方針の要約の開示について 7.8 項で記述している要求事項への変更は、開示の有効性を改善することになるか。

¹⁷ 質問 L11 は、取引又は事象に関する他の開示を含んでいるが、それは、会計方針に関するものでないため、ここでは記載を省略している。

¹⁸ この文脈において、「認められる」という用語は、企業の選択である代替的方法を参照するだけでなく、読者が財務諸表を読むことによってどの方法が使用されているのかを見分けることができない場合のさまざまな状況において規定されている実行可能性のある例外措置及び代替的方法も参照する。

質問 21: 会計方針の要約に、業種固有の会計方針に関する情報を含めるべきか。

質問 22: 財務諸表注記の分量の大幅な削減となるような短期的に修正又は除去できる他の要求されている開示があるか。

開示のコスト及び帰結

7.11 このコメント募集の大半は、開示の有効性を改善する方法、すなわち、財務諸表の注記における開示の便益を最大化する方法を議論している。すべての基準プロジェクトにおいて、その主題が、認識、測定、又は開示であっても、当審議会は、コストとともに便益を検討する。したがって、このペーパーはコストの議論なしには完了しない。

7.12 この議論の目的は、当審議会が新しい要求事項のコストと便益を検討する際に使用するための情報を収集する際に、より明確なコミュニケーションを促進することである。このコメント募集では、報告要求の便益とそのコストを比較する方法について何も議論していない。それは本質的に当審議会による判断の問題であり、当審議会が検討中である。また、他にこのプロジェクトとは別個に取組み中のものがある¹⁹。

7.13 情報の開示による報告企業にとっての考え得る帰結も、議論されている。報告要求のコストに関する一般的な発言（コメントレター及び会議で）は、帰結はコストに含まれているという前提に基づいていることが多いようである。当審議会は、報告要求を設定する際にコストと帰結の両方を検討するが、考慮事項は全く同じではない可能性があり、この二つを区別することで誤解を避けることができる。

7.14 概念書の QC35 項は、財務報告が提供できる情報に関する制約としてコストを識別しており、コストが便益により正当化されることが重要だと述べている。

7.15 QC36 項は、財務情報の提供者にとってのコストを次のように識別している。

財務情報の提供者は、**財務情報の収集、加工、検証及び配布**に労力の大半を費やすが、利用者はそれらのコストをリターンの低下という形で最終的には負担する。
(強調追加)

7.16 QC36 項は、**財務情報を収集、加工、検証及び配布に伴う労力**に言及している。それは、当審議会が報告要求についての報告企業に対するコストを参照する際に当審議会が意味するものを説明している。収集及び加工には、トレーニング・コスト、追加的な人件費、及びシステム及び統制の開発及び維持を伴う可能性がある。

¹⁹ このコメント募集は、当審議会の既存の概念及び実務に基づいたものである。

7.17 また、QC36 項では財務諸表の利用者にとってのコストを次のように識別している。

財務情報の利用者にも、提供された情報の分析や解釈のコストが生じる。必要な情報が提供されない場合には、その情報を他から入手するか又は見積るための追加的なコストも利用者にも生じる。

7.18 財務情報の提供者及び利用者の両方にとってのコストは、報告要求を設定する際に考慮しなければならない。ある要求事項が、他の情報源から入手したり見積ったりするために利用者が時間と労力（又は資金）を費やしている情報の報告をもたらず場合には、提供者にとってのコストは、少なくとも利用者にとってのコストの削減によって部分的に相殺される。当審議会は、情報を提供する様式に関して決定する際には、情報を分析及び解釈することの利用者にとってのコストを検討する。例えば、容易に理解されるような構成又は様式となっていない開示では、利用者にも分析及び解釈のための時間と労力がかかる。

7.19 開示を提供するコストは、基準全体としてのコストの一部である。追加的な開示を提供することにより、比較的成本がかかる測定方法を求めないことを補うことは可能であり、これは要求される方法よりも情報価値が高いものと考えられる可能性がある（これは正当化するのが困難な結論であるかもしれないが、不可能ではない）。

帰結

7.20 財務情報の開示には多くの種類の帰結がある。良い帰結となることも、悪い帰結となることも、その両方となることもある。当審議会は、帰結を理解し、意図しない帰結を避けるために作業を行っている。異なる種類の帰結には異なる対応が必要となる。

7.21 資本市場全体にとって正味での良い帰結は、たとえ結果が一部の企業に不利であっても、報告基準の便益である。資本のより適切な配分又は価格設定は、たとえそれが資本を失うか又は資本コストが増加する企業にとっては不利な帰結であっても、資本市場全体にとっての便益である。もちろん、当審議会は、資本をどこに配分すべきなのか、あるいは、どのように価格設定すべきなのかを、直接判断することはできない。当審議会の任務は、投資者、融資者、及び他の債権者が、彼らが資源の提供を検討している企業からのキャッシュ・フローの見通しを評価するのに役立つ情報についての要求事項を設定することである。これらの利用者が資本配分の決定を行う。

7.22 報告基準の変更は、US GAAP で報告されている金額を参照する財務制限条項又は他の規定を有する契約に影響を与えることがある。その影響は、契約を修正するために費やされる時間及び資金、又は、金利の上昇あるいは契約条件の下での他のコストであるかもしれない。これらの影響は、開示要求の変更よりも認識及び測定の要求事項の変更から生じる可能性の方が高いが、開示要求が影響を与える場合もある。当審議会は、発効日の延期を認めることにより、こうした影響を最小限にするよう努力している。

7.23 時には、財務諸表の利用者は、当審議会が、報告企業が競争上又は訴訟において障害を生じると述べている開示を要求すべきだと主張する。当審議会は、これらの発言を検討するとともに、さまざまな当事者のニーズのバランスをとり、開示要求が企業に悪影響を与える（これは、既存の投資者、融資者、及び他の債権者に悪影響を与えることもある）ことのないように作業している。当審議会は、過去に例外措置や修正を行い、障害に対する訴えが十分に強力である場合には、基準の発行を差し控えたこともあった。

付録 A

プロジェクトの背景及び開示の有効性の改善に向けての過去の試み

A1. 2009年7月8日に、FASB議長は当審議会のアジェンダへの開示フレームワークのプロジェクトの追加を発表した。その目的は、次のとおりである。

- a. 財務諸表の開示をより効果的で調和が取れ、重複を少なくすることを意図した包括的なフレームワークを確立すること
- b. 財務諸表、MD&A、及び他の企業の公的報告パッケージの部分において提供される情報をより適切に統合するための方法を模索すること²⁰

A2. このプロジェクトは、複数の利害関係者から寄せられた要望及び提言への対応として追加された。その中には、2007年12月のFASBの投資者専門諮問委員会（ITAC）からのアジェンダ要請、及び2008年8月の米国証券取引委員会への財務報告の改善に関する諮問委員会の提言があった。

A3. ITACは、FASBが、FASB基準における開示に対して使用される新しい「原則主義の」開示フレームワークを検討し確立するために、プロジェクトをアジェンダに追加することを提案した。そのアジェンダ要請の中で、ITACは、当審議会の検討のために開示基準の提案に対する考えを提供した。「財務報告の改善に関する諮問委員会の米国証券取引委員会への最終報告書」は、SECとFASBが開示フレームワークを開発するために協力することを提案した。とりわけ、「有意義なコミュニケーション並びに首尾一貫した目的及び原則に基づいた開示の論理的な表示を確保するために、既存のSECとFASBの開示要求を一体性のある要求事項に統合する」ためである²¹。

A4. 同じように、2005年の「オフバランスシートの取決めの含意、特別目的会社、及び発行者によるファイリングの透明性に関する2002年サーベインズ・オックスレー法のセクション401(c)に従った報告書及び提言」において、SECスタッフは、財務諸表の注記は、(a) 極めて重要であり、(b) 透明性を達成するために必要であり、(c) 改善の余地があることに注目した。スタッフ、基準設定主体が開示フレームワークを改善するとともに「発行者が規則や規制への技術的な準拠に主に焦点を当てるのではなくて、投資者とのコミュニケーションをするという目標を達成しようとする」という場合に、改善は達成できると述べた²²。

²⁰ 第二の目的が想定するのは、開示フレームワークの設定の後に、当審議会及びスタッフがSECスタッフ及び企業の公的報告パッケージにおいて役割を有する他の規制機関と協力することである。

²¹ *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission* (Pozen Committee) (August 1, 2008) Recommendation 1.2: 8, <http://www.sec.gov/about/offices/oca/acifr/acifr-finalreport.pdf>.

²² *Report and Recommendations Pursuant to Section 401(c) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 On Arrangements with Off-Balance Sheet Implications, Special Purpose Entities, and Transparency of*

A5. 企業報告書の発行者と、持分投資者、融資者及び他の財務諸表利用者との間のコミュニケーションの改善は、これらの報告の利用者と発行者の両者のほか、監査人、規制機関、及び財務報告に関心を有する他の人々が長年共有してきた目標である。1949年の記事「Weaknesses in Present Accounting Which Inhibit Understanding of Free Enterprise（自由企業の理解を阻害する現在の会計処理における弱点）」の中で Maurice H. Stans は、社会における企業の役割を語るにあたり、企業の年次報告書の重要性、その当時存在していた会計処理及び報告の問題点、及びその弱点が持続した場合に生じるおそれがある自由企業に対する危険を述べた。彼が観察したこれらの問題の中に、「財務諸表に係る最低限の開示について固定した基準が依然としてない」ことがあった²³。

A6. 確かに、それ以後、多くの改善が財務会計及び報告において行われてきた。1972年の FASB の創設後には、非有効的な開示基準に関する具体的な懸念に対処するための数多くの取組みやプロジェクトが実施された。それでもなお、前ボードメンバー Katherine Schipper は 2007 年に次のように述べた。

所要の開示手段により伝達される財務報告情報の量は、多大である。これは時とともに増加しており、減少の兆しはない。多量であるにもかかわらず、要求されている開示は十分に理解されていない。我々には「強制的な」開示についての包括的な理論がない。作成者、監査人及び財務報告書の利用者が開示をどのように見ているのか（特に認識されている項目と比較して）に関して、多くの疑問が残っている。財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークは、認識する項目と開示する項目との間の明確な区分の裏付けとなる開示に関する概念上の目的も要件も提供していない。この最後の省略は特に不可解である。基準設定主体は、ほぼすべての基準において認識と開示との区分を行うからである²⁴。

A7. 当審議会の過去の努力にもかかわらず、要求される開示について一般的に認められた理論は依然としてない。重複、過剰又は非有効的な開示に関する懸念は持続している。

A8. 2011 年より、FASB スタッフは、このコメント募集を開発するにあたり、EFRAG、FRC、ANC のスタッフと協力してきた。開示フレームワークに関する類似のディスカッション・ペーパーを、EFRAG、FRC、ANC が共同で公表する予定である。当審議会と EFRAG の TEG 並びに FRC 及び ANC は、同じ目的を有し、望ましい結果についての同様の（同一ではないにしても）ビジョンを有している。

Filings by Issuers, issued by the SEC staff (June 15, 2005): 113,
<http://www.sec.gov/news/studies/soxoffbalancerpt.pdf>.

²³ *Journal of Accountancy* 84, no. 6 (December 1947): 468–469.

²⁴ Schipper, Katherine, “Required Disclosures in Financial Reports,” *The Accounting Review* 82, no. 2 (2007): 301–326.

付録 B

期中財務諸表に対する現在の要求事項の要約

要約された主要計算書

B1. SEC 規則は、期中財務諸表を簡略化することができるとしている。実務的に言う
と、それにより生じている年次報告書との比較での期中報告の相違には次のものがある。

- a. 主要な表示科目のみを含む貸借対照表
- b. 主要な表示科目のみを含む損益計算書
- c. 営業キャッシュ・フローを一行で記載したキャッシュ・フロー計算書

B2. IFRSs も要約財務諸表を認めている。

B3. これらの要求事項は、2つの理由で問題がある。そのどちらも、期中報告における
開示の役割について考えた場合に他方と矛盾するように思われる。計算書が要約されてい
るため、投資者は要約された情報を理解するためにより多くの情報を利用する可能性が高
い。しかし、期中の計算書が要約されるのは、年次財務諸表のアップデートと理解され、
より適時に提供されるからである。したがって、計算書自体が要約されている場合に、よ
り詳細な開示を求めることは非論理的かもしれない。

不可欠な性質

B4. 270-10-45-1 項は、「各期中報告期間は、基本的には年次報告期間の不可欠の一部
と見るべきである」と述べている。結果として、例えば、270-10-45-9 項では、企業は規則
的な方法で期中報告期間に費用を配分することができる」と説明しており、270-10-50-1(c)項
では、その期の収益が季節性の影響を受ける場合には企業に開示を求めている。その意図
は、投資者が、期中報告期間を代表していない可能性のある結果に基づいて、どのように
年次の結果を見るのかに関して悪い仮定を行うことを避けるのに役立つためである。

B5. したがって、年換算金額をどのように期中報告期間に配分するのかに関する一部
の開示は、年次財務諸表においては目的適合性がないが、投資者が期中財務諸表を理解す
るためには必要となる場合がある。さらに、年次報告期間について求められている開示の
中には、期中報告期間においてはそれほど意味がないものがあるかもしれない。

期中開示のガイダンス

B6. 米国会計基準、SEC 規則、及び IFRS は、期中報告書についてさまざまな個々の
開示要求を定めている。それらは類似しているが、同一ではない。

B7. SEC 規則には、期中報告書で開示する情報の選定における、報告企業のための定量的なガイダンスが含まれている。以下は、Regulation S-X Rule 10-01 からの抜粋である。

期中財務情報は、表示される期中情報が誤解を生じることがないように十分な開示を、財務諸表の本体又は付属する注記に含めなければならない。

... 直近の事業年度末以後に登録企業に重要な影響を与えた事象が発生した場合には、開示を提供しなければならない。

... 直近の年次報告書に含まれている開示と実質的に重複する注記開示は、省略することができる。

B8. IAS 第 34 号「期中財務報告」の第 15 項は、企業が期中開示を行うべき状況に対して次のようなガイダンスを提供している。

企業は期中財務報告書に、直近の年次報告期間の末日後のその企業の財政状態の変動及び経営成績を理解するうえで重要な事象及び取引についての説明を含めなければならない。それらの事象及び取引に関連して開示する情報は、直近の年次財務報告書に表示された関連する情報を更新しなければならない。

B9. 権威ある文献は、期中の計算書及び開示はそれ自身で独立したものではないと明確に述べている。Regulation S-X Rule 10-01 は、登録企業は、利用者が過去の年度の財務諸表を「読んだか又はそれに対してアクセスを有している」ことを前提にしてよいと述べている。270-10-45-1 項では次のように述べている。期中財務情報は「投資者及びその他の人々に、企業の進捗状況に関する適時の情報を提供するために不可欠である。こうした情報の有用性は、それが年間の事業の結果に対して有している関係の上に成立する」。前項で述べたように、IAS 第 34 号は、期中財務諸表は「直前の年次報告期間の末日後の事象及び取引についての説明」とであると述べている。

見積りの使用

B10. 1 年未満の間隔について有意義に事業の結果を判断することは、本質的に困難であり、年次財務諸表については必要とされない見積りが必要となる。270-10-05-2 項は、次のように述べている。

完全な情報を作成するために利用できる時間の限定を考慮して、多くのコスト及び費用が期中報告期間において見積られる。例えば、個々の棚卸資産項目、個々の長期契約に係るコスト及び各期中報告期間に係る正確な法人所得税の計算について広範な見直しを実施することは実際的ではないかもしれない。これらの見積りの事後の精緻化又は訂正は、その後の期中報告期間の事業の成果を歪める可能性がある。

B11. 同様に、IAS 第 34 号の第 41 項は、「一般的に期中財務報告書の作成の方が、年次財務報告書よりも見積りの方法を多く使用する必要がある」と述べている。

B12. 追加的な見積りは、その多くは企業の財務報告システムにおける自動プロセスにより創出されないが、期中報告期間に係る財務諸表を作成する際に報告企業が直面する時間的プレッシャーを理解する際に重要な考慮事項である。